

聖籠町子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略)

委員区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
1号委員	新潟医療福祉大学	名誉教授	丸 田 秋 男	R4.12.1～
2号委員	聖籠中学校	校 長	丹 後 直 子	R6.4.1～
	亀代小学校	校 長	伊 藤 健 文	R4.12.1～
	せいらう幼稚園	園 長	西 村 美 紀	R4.12.1～
	ハーモニーこども園	園 長	高 橋 智 恵 子	R4.12.1～
	聖籠はじめこども園	園 長	三 國 薫	R4.12.1～
	聖籠町民生委員児童委員協議会	会 長	田 村 八 四 男	R5.4.1～
	聖籠町社会福祉協議会	障がい支援センター長	本 田 恵	R4.12.1～
3号委員	せいらう幼稚園愛児会	副 会 長	豊 崎 佳 織	R6.4.1～
	聖籠町PTA連絡協議会	会 長	宮 下 政 智	R6.4.1～
	子育て支援事業・すくすくサロン「さくらんぼ」	代 表	岩 崎 沙 織	R6.4.1～
4号委員	一般町民		伊 藤 め ぐ み	R4.12.1～
	一般町民		藤 間 殖	R4.12.1～
事 務 局	聖籠町教育委員会 子ども教育課	教 育 長	近 藤 朗	
		課 長	佐 藤 寿	
		課長補佐	天 野 秀 一	
		係 長	阿 部 紗 也 佳	
		主 事	三 浦 昂 平	

1号委員：学識経験を有する者

2号委員：福祉・教育分野の活動を行う団体の代表者

3号委員：子育て支援団体の代表者

4号委員：一般町民

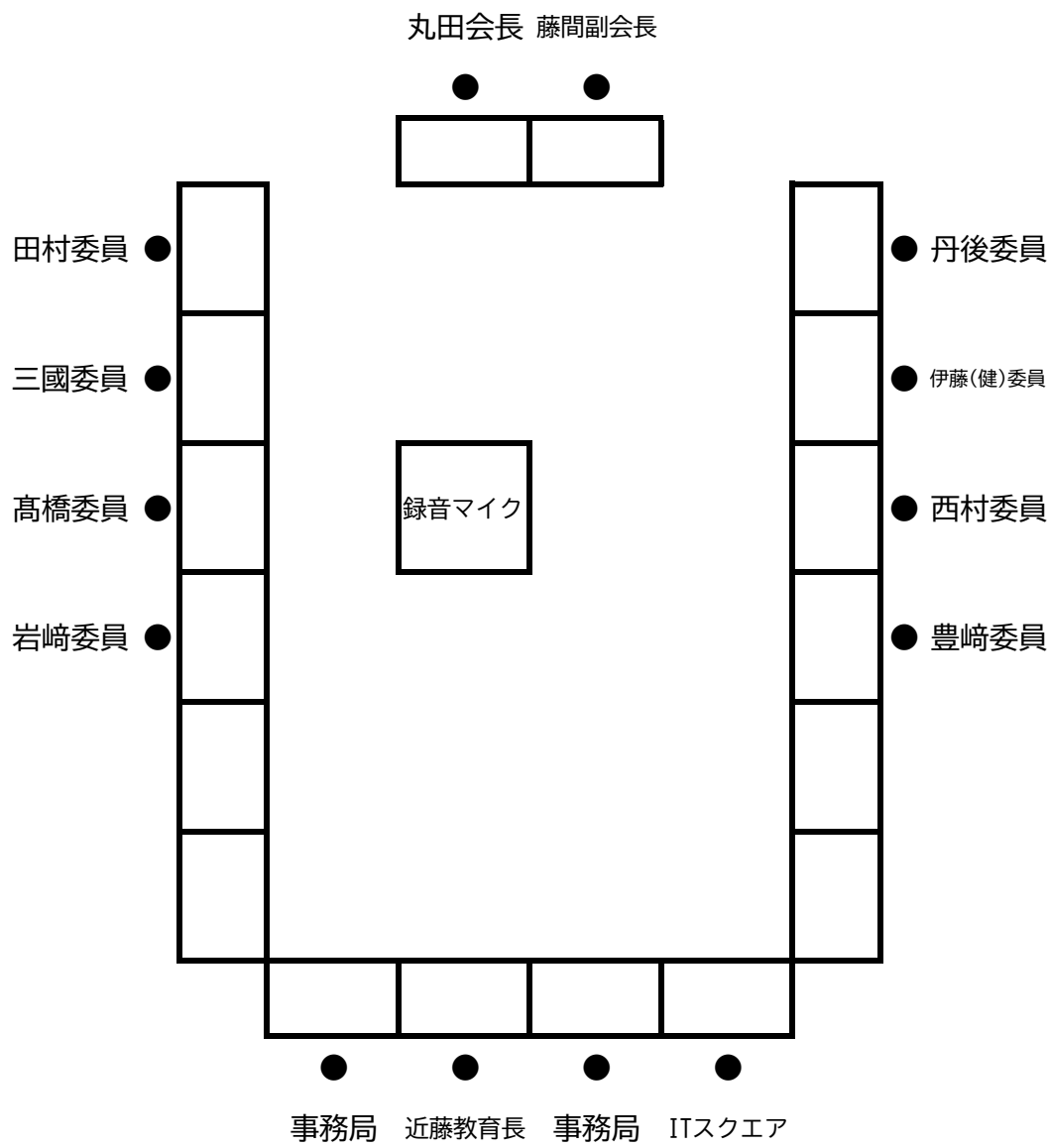
任 期：令和4年12月1日～令和6年11月30日

令和6年度 第1回聖籠町子ども・子育て会議 席次表

日時：令和6年6月28日(金)

午後2時00分～

場所：聖籠町役場 2階 第1会議室



—入口—

概要版

第二期 聖籠町子ども・子育て 支援事業計画

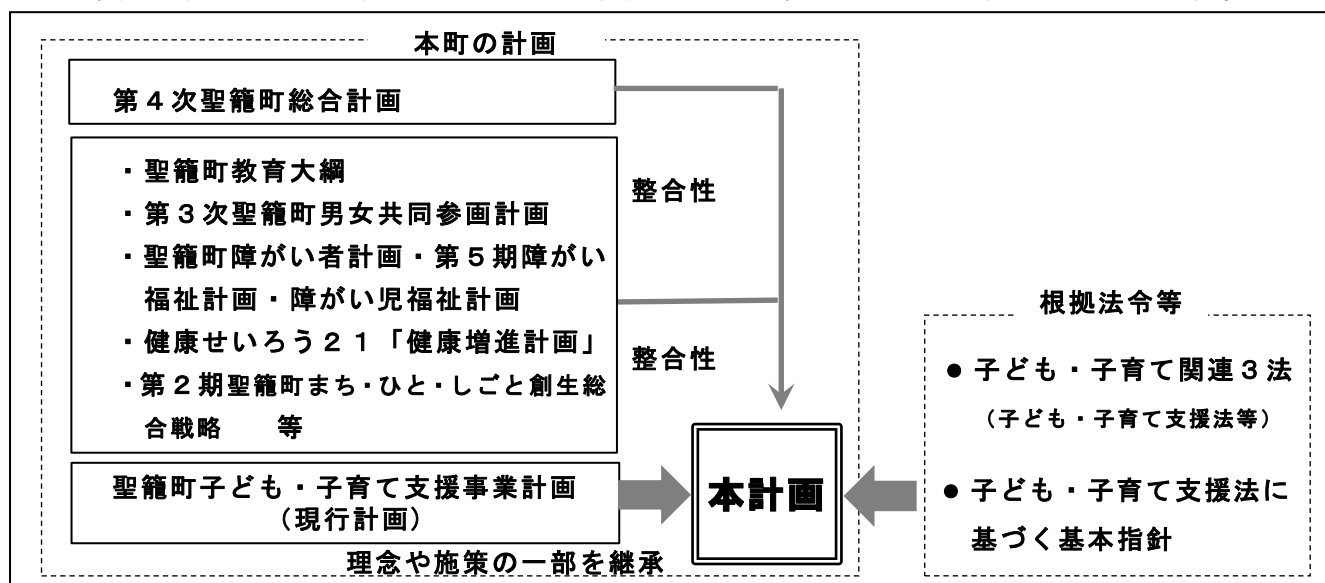
【令和2年度～令和6年度】

令和2年3月
新潟県 聖籠町

1. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援施策に関わる総合的な指針となるとともに第4次聖籠町総合計画をはじめ、既存の計画との整合を図りながら推進します。

なお、本町の最上位計画となる聖籠町総合計画は、第5次計画の策定を令和2年度に控えており、それにより必要に応じて本計画を見直すこととします。



2. 計画の概要

● 基本理念

子ども のびのび、
親 いきいき
安心のまちづくりをめざして

● 基本目標

- ① 子育て家庭をサポート
- ② 仕事と子育ての両立をサポート
- ③ 子どもにやさしい地域環境づくり
- ④ 豊かな人間性と社会性を育む
- ⑤ 子育て活動への支援体制の充実
- ⑥ 町民の子育てへの関心を高めるための活動

● 基本体系

基本理念

基本目標

主要施策

子どもの
のびのび、
親
いきいき
安心のまちづくりをめざして

(1) 子育て家庭を
サポート

- ①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- ②子育てにかかる負担軽減策
- ③在宅保育者の子育て支援体制
- ④障がいのある子どもと親への支援
- ⑤ひとり親家庭の養育支援
- ⑥子育て等に関する相談情報提供体制と家庭教育の支援
- ⑦児童虐待への対応
- ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に向けたシステムの構築

(2) 仕事と子育ての
両立をサポート

- ①保育園・幼稚園における多様な保育サービス等の充実
- ②就学後の保育サービス
- ③障がいのある子どもを持つ保護者への支援
- ④職場環境の改善に向けた広報活動の推進

(3) 子どもにやさし
い地域環境づく
り

- ①ゆとりある住環境の整備
- ②子どもの遊び場等の確保
- ③通学路等の安全確保
- ④子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

(4) 豊かな人間性と
社会性を育成

- ①就学前教育・保育の推進
- ②学校教育の推進
- ③家庭教育の推進
- ④学童期・思春期からの成人期に向けた保健対策
- ⑤地域交流活動の推進
- ⑥社会参加意識の向上

(5) 子育て活動への
支援体制の充実

- 情報の一元化・ネットワーク機能の充実した体制づくり

(6) 町民の子育て
への関心を高
めるための活
動

- ①子どもの人権に関する広報活動の実施
- ②子育てに関する関心を高めるための活動

● 提供体制

教育・保育事業	本町は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設」による確保の内容及び実施時期を（確保方策）を設定します。 ○保育の必要性の認定区分・年齢区分 （子ども子育て支援法に規定する認定・年齢区分） 3～5歳 保育の必要性あり （19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定） 0～2歳 保育の必要性あり （19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援に関する事業（利用者支援） ② 延長保育事業(保育園) ③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ④ 子育て短期支援事業 ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑥ 養育支援訪問事業 ⑦ 地域子育て支援拠点事業 ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 病児・病後児保育事業 ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【地域子ども・子育て支援事業】

「子ども・子育て支援法」では、記載の12事業を実施することが定められています。

本町の子ども・子育て家庭の実情（町民ニーズ）に応じて実施します。

【教育・保育提供区域の設定】

「子ども・子育て支援法」では、市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育給付並びに地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み（推計ニーズ量）」や「確保の内容（確保方策）」を定めることとしています。

現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、本町の提供区域は全区域を1区域として設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

①利用者支援に関する事業（利用者支援）

支援の利用状況等によりニーズを把握し、状況に応じて町の実情に沿った事業形態等を検討します。

②延長保育事業(保育園)

平成 27 年度からの公立保育園の民営化により、延長保育時間の繰り上げ（午前 7 時 30 分から午前 7 時へ）になりました。保護者の就労時間やその他の状況、保育時間のニーズを考慮し、保育時間帯及び適切と考えられる目標事業量を設定して、ニーズに対応し、今後も働く家庭への保育サービスの向上に努めます。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視して、保護者のニーズに対応した適切な目標事業量を設定します。

施設に関しては平成 26 年度に蓮野小学校区内、平成 27 年度に山倉小学校敷地内、平成 28 年度に亀代小学校敷地内に放課後児童クラブが完成しています。

また、令和 4 年度以降に施設数を増やす、または、既存施設の増築を検討します。

④子育て短期支援事業

現在、子育て短期支援事業は行っておりません。今後は、ニーズ等の動向に留意し、必要に応じて他の子育て支援事業等との調整を図りながら検討を行います。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

現在、新生児・2 か月児・転入児のいる家庭へ保健師が訪問を実施しています。訪問時の子育て支援の情報提供や育児等に対する不安などの相談やケア等の充実を図り、子ども及び保護者への適切な支援提供に努めます。

⑥養育支援訪問事業

保健師や子どもソーシャルワーカーによる家庭訪問を通して支援が必要な家庭（要支援児童及び特定妊婦、要保護児童の家庭を含む）の把握に努めます。また、関係機関との連携の強化を図り、訪問時の様子や地域からの情報等により柔軟に対応していきます。

⑦地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター〔すくすくサロンさくらんぼ〕（聖籠こども園内）において各種の事業を実施しています。

今後も他団体と連携し、交流事業・育児相談・情報提供等の支援の充実を図ります。

⑧一時預かり事業

子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査による利用希望量を勘案し、その他の子育て援助活動支援事業等による対応を考慮して、適切な目標事業量を設定していきます。

引き続き、サービスの内容、利用相談についての情報提供を図り、サービス提供の推進に努めます。

また、町立幼稚園での早朝保育開始時刻は、保護者の利便性の向上を図るため、新たな子育てのシステムを構築するまで暫定的に保育園の開始時刻と統一します。

⑨病児・病後児保育事業

子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査による利用希望量を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

平成 28 年開業の「新潟聖籠病院」内に病児病後児の保育施設が開設されました。町民が使いやすい施設になるように要望を申し入れ、保護者のニーズの高かった小児医療の支援サービスの充実を図ります。

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

現在、本町ではファミリー・サポート・センター事業は未実施です。子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査でも利用希望率は低くなっています。今後は、他の事業による対応の可能性を考慮して、ニーズ動向に留意しながら検討していきます。

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業

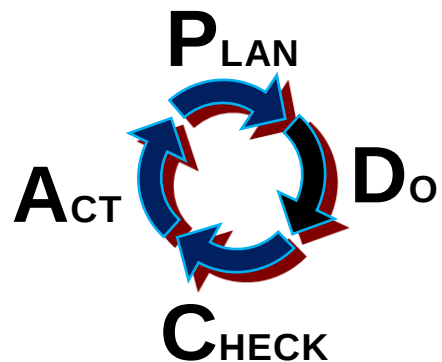
町の実情を踏まえ、今後国の示す具体的内容に沿って検討、対応していきます。

⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討していきます。

● 本計画の推進体制

「聖籠町子ども・子育て会議」において、子育て支援施策の実施状況を調査・審議するなどPDCAサイクルによる継続的改善の考え方にに基づき、本計画の点検・評価・見直しを行います。



聖籠町教育委員会 子ども教育課

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

電話 0254-27-2111（代表）

URL <http://www.town.seiro.niigata.jp>

聖籠町における新しい子育てシステムの概要

【経緯】

町内における核家族化の進行、女性の社会進出、国による3～5歳児保育料無償化の開始に伴い、町内における保育ニーズが高まり、従来の0～2歳児は私立保育園、3～5歳児は町立幼稚園（こども園）で預かり保育を追加して受け入れる体制では、保護者ニーズに対応しきれなくなってきた。

これを受けて、保護者ニーズに応じた新しい子育てシステムの構築に向けて検討を開始。

検討①保護者アンケートの実施：令和元年11月に「アンケート」を実施

アンケート結果⇒保育希望73%、幼児教育希望%

検討②町内で私立保育所を運営する社会福祉法人2者との協議開始

保護者ニーズに基づき、0～5歳児を受け入れる保育所（または認定こども園）の開園に向けて協議⇒4園すべてを認定こども園として施設類型を変更し、保育の必要な0～5歳児を受け入れる園として開園することで準備開始。

現行システム

＜保育の必要な0～2歳児＞

保護者の希望に応じて保育園4園で受け入れ



＜3～5歳児＞

小学校区に応じて町立幼稚園3園で受け入れ
※保育の必要な児童については、預かり保育事業を追加して対応



保護者の声

- ・兄弟姉妹で保育所、幼稚園にそれぞれ入所している場合、2か所へ送迎しなければならないことが負担。
- ・幼稚園の夏季休業期間中におけるお弁当持参が、就労している家庭にとって大変な負担。
- ・小学校区ごとの幼稚園で幼児教育を開始してくれることで、中学校まで同じお友達と一緒に親子共々親睦が深まりやすい。

令和4年度からの新しい子育てシステム

＜保育の必要な0～5歳児＞

私立認定こども園4園で受け入れ

※保育の必要ない3～5歳児定員も一部設定



＜3～5歳児＞

町立幼稚園1園で受け入れ

※保育の必要な児童については、預かり保育事業を追加して対応



メリット

- ①兄弟姉妹で別施設（園）への送迎負担解消
- ②保護者の就労等、家庭状況に応じた教育・保育サービスを提供

令和4年度からの新しい子育てシステム体制

令和4年度から現在の私立保育園4園がすべて認定こども園へ施設類型を変更し、基本的に保育の必要な0～5歳児を受け入れ開始。これに伴い、町立幼稚園3園は現在の蓮潟こども園園舎にて町内唯一の町立幼稚園として新しくスタートします。

現園名	定員（人）	施設類型	新園名	受け入れ対象	定員（人）
町立蓮野こども園	200	幼稚園	町立せいらう幼稚園（仮）	3～5歳児	200
町立蓮潟こども園	200				
町立亀代こども園	200				
聖籠こども園	90	認定こども園	ほしぞらこども園	0～5歳児	139
聖籠はじめ保育園	30		聖籠はじめこども園		110
まごころ保育園せいらう	30		ハーモニーこども園		200
まごころ保育園ひがしこう	90		なないろこども園		185
合計	840		合計		834

◎認定こども園とは

教育と保育を一体的に行う施設のことを「認定こども園」といいます。これは幼稚園が行っていた“教育”と、保育所が担っていた“保育”という両方の機能を併せ持っている施設（園）です。

新しい子育てシステムへの移行に合わせ、閉園する町立こども園敷地を町内で私立保育所を運営する社会福祉法人2者へ無償貸付し、町立蓮野こども園敷地内にて聖籠はじめこども園を、町立亀代こども園敷地内でハーモニーこども園を整備しています。（私立認定こども園新園舎本体工事は令和4年2月末完了見込み、令和4年4月1日開園に向けて準備中です。）

※聖籠こども園は既存園舎の一部改修、まごころ保育園ひがしこうは既存園舎の増改築により、新たに受け入れ開始する3～5歳児に対応します。（園舎移転なし）



こども大綱

(令和 5 年12月22日閣議決定)

【説明資料】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。



- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。



こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人のにとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…こどもまんなか社会

目標（別紙1）

（目標値）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合

70%

「生活に満足している」と思うこどもの割合

70%

「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）

70%

社会的スキルを身につけているこどもの割合

80%

「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合

90%

「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合

現状※維持
※97.1%

「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合

70%

「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合

70%

「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合

80%

「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合

55%

「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合

70%

「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合

90%

指標（別紙2）

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・こどもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定こども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

こども基本法条文

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

こども基本法条文

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

○こども基本法において、以下が規定されている。

- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。
- ・こども大綱の案の作成に当たっては、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

○骨太の方針2023（抜粋）

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。（後略）

第1回こども政策推進会議（4月18日）

○こども大綱の案の作成の進め方について

<岸田総理発言>

- ・今月1日にこども家庭庁が創設され、併せてこども基本法が施行されました。そして、こども基本法に基づき、こども大綱の案の作成等を担うこの会議を立ち上げ、こども大綱の案の作成について、こども家庭審議会に諮問することを決定いたしました。
- ・こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱であります。
- ・常にこどもや若者の視点で、こどもや若者の最善の利益を第一に考える、こどもまんなか社会を実現してまいります。そのためのこども大綱となるよう、こども未来戦略会議におけるこども・子育て政策の抜本強化に向けた議論も踏まえながら、こども家庭審議会において調査審議をいただき、この会議に小倉大臣から御報告いただくようお願いをいたします。

第2回こども政策推進会議・第10回全世代型社会保障構築本部 合同会議（12月22日）

<岸田総理大臣発言>

- 先ほど、こども政策推進会議として、我が国初の「こども大綱」の案を、また、全世代型社会保障構築本部として、「こども未来戦略」と「改革工程」を決定いたしました。
- 「こども大綱」においては、
 - ・ こども・若者の視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、こども・若者を「権利の主体」として、その意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、こども・若者の最善の利益を第一に考えること、
 - ・ また、子育て当事者のニーズに応じて、社会全体で柔軟に支えていくこと、など、こども政策を進めていくための基本的方針をお示しました。
- これに基づき、具体的な施策を計画的に進めていく必要があります。このための「こどもまんなか実行計画」を「こども政策推進会議」で策定することとし、PDCAの観点も踏まえ、毎年、適切な見直しを行いながら、こども政策を進めてまいります。
- 「こども未来戦略」では、あわせて3.6兆円という規模の「加速化プラン」をお示しました。その実施により、わが国のこども1人当たりの家族関係支出は、16%とOECDトップのスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進をいたします。
- 「加速化プラン」を支える財源確保に当たっても、徹底した歳出改革等によって確保することを原則とし、実質的な負担が生じないとの考え方を、財源の具体的な内訳や金額とともにお示ししています。
- このうち、歳出改革については、本日決定した「改革工程」に沿って、全世代型の社会保障制度を構築する観点から、取り組むこととしています。
- これは少子化対策の財源確保のためだけではなく、社会保障を持続可能なものとするため、全ての世代が負担能力に応じて、公平に支え合う仕組みを構築するとの考えに基づくものです。
関係大臣におかれては、こうした考え方に沿って、取組を進めていただきますようお願いをいたします。
- こども政策の推進にあたっては、制度の拡充ばかりでなく、その意義や目指す姿を国民一人ひとりにわかりやすいメッセージで伝えるとともに、施策が社会や職場で活用されこども・子育て世帯にしっかりと届くことが何よりも大切です。社会全体でこども・子育て世帯を応援する機運を高めるべく、社会の意識改革にも取り組んでまいります。
- 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、加藤大臣を中心に、関係閣僚が連携して、取り組んでいただくようお願いをします。

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の閣議決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ～

本日の臨時閣議において「こども大綱」を決定しました。

「こども大綱」は、今年4月に施行されたこども基本法に基づく、我が国初の大綱であり、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そして、そのための基本的な方針として、

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、
- ②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、
- ⑥施策の総合性を確保すること

を掲げています。

この「こども大綱」では、これまでにはない、初めての試みとして、

まず第1に、目指す「こどもまんなか社会」の姿を、こども・若者の視点で描き、それに対応する目標を定めました。

第2に、こども・若者が「権利の主体」であることを明示するとともに、こどもや若者・子育て当事者と「ともに進めていく」としました。

第3に、政策に関する重要事項について、こども・若者の視点でわかりやすく示すため、こども・若者のライフステージごとに提示しました。

第4に、こども大綱の下で具体的に進める施策について、今後、毎年、「こどもまんなか実行計画」を策定し、骨太の方針や各省庁の概算要求などに反映することにしました。

第5に、こども・若者、子育て当事者を始めとする様々な方々から、対面・オンライン・チャット、パブリックコメント、アンケート、ヒアリング、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、いただいた意見を反映するとともに、こどもや若者にもなるべくわかりやすくフィードバックしました。

私から、全ての閣僚に対し、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども政策を進めていただくよう、お願いしました。こども政策の推進にあたっては、教育基本法に基づく教育振興基本計画とも連携しながら、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上を図っていけるように取り組んでまいります。

これからも、こども・若者や子育て当事者のみなさん一人ひとりの意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、そして、こどもや若者のみなさんにとって最も善いことは何かを考えて、政策に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていくために、みなさんとともに歩んでまいります。

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

加藤 鮎子

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の決定について

加藤大臣からこども・若者のみなさんへのメッセージ～

みなさん、こんにちは。こども政策担当大臣の加藤鮎子です。

みなさんは、「こども基本法」や「こども大綱」って、知っていますか？

「こども基本法」というのは、全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていくための法律です。

この「基本法」では、「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすることを書いた「こども大綱」を作ることになっていて、今日、その「こども大綱」が初めてできました！

「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすること。それは、

- ・ こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利を大切にしながら、みなさんの今とこれからにとって最もよいことを行っていくこと
- ・ こどもや若者のみなさんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと
- ・ おとなとして自分らしく生活を送ることができるようになるまで、ずっと、しっかり支えていくこと

などです。こうしたことを、国全体で大事にして取り組んでいくことを、総理大臣と19人の大臣で決めました。

何よりも大切にするのは、みなさんの意見です。これからも、こどもや若者のみなさん一人一人の意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、それを取組に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていきます。

みなさんも一緒に、「こどもまんなか社会」をつくっていきましょう！

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

かとう あゆこ
加藤 鮎子

こども家庭審議会、こども家庭審議会基本政策部会 開催経過

こども家庭審議会

- 第1回 令和5年4月21日(金)
 - ・各部会の設置
 - ・内閣総理大臣からの諮問
- 第2回 令和5年9月25日(水)
 - ・中間整理案とりまとめ
- 中間整理 公表 令和5年9月29日(金)
- 中間整理についてこども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施
- 第3回 令和5年11月22日(水)
 - ・答申案とりまとめ
- 答申 公表 令和5年12月1日(金)

こども家庭審議会基本政策部会

- 第1回 令和5年5月22日(月)
 - ・内閣総理大臣からの諮問について
 - ・自由討議
- 第2回 令和5年6月20日(火)
 - ・こども大綱の構成要素及び枠組みについて、こども大綱で目指すべき社会像について、こども大綱における基本的な方針について
- 第3回 令和5年6月30日(金)
 - ・こども大綱の構成要素及び枠組みについて、こども大綱で目指すべき社会像について、こども大綱における基本的な方針について
- 第4回 令和5年7月13日(木)
 - ・こども大綱の各論について((1) 幼児期まで～(3) 思春期について)
- 第5回 令和5年7月25日(火)
 - ・こども大綱の各論について((4) 青年期、(5) 各ライフステージに共通する事項等について、こども大綱における基本的な施策の構成について)
- 第6回 令和5年8月10日(木)
 - ・こども大綱の各論について(「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、こども・若者の意見反映、施策の推進体制等)、こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について等
- 第7回 令和5年8月31日(木)
 - ・ヒアリング(国際社会の動向等について)
※外務省、大谷美紀子弁護士よりヒアリング
- 第8回 令和5年9月4日(月)
 - ・中間整理案について
- 第9回 令和5年9月15日(金)
 - ・中間整理案について
- 第10回 令和5年11月17日(金)
 - ・答申案について

こども家庭審議会、こども家庭審議会基本政策部会 委員名簿

こども家庭審議会 委員名簿

◎秋田 喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部教授
○五十嵐 隆	国立成育医療研究センター理事長
石原 理	女子栄養大学栄養学部教授
大石 亜希子	千葉大学大学院社会科学研究院教授
大竹 智	立正大学社会福祉学部教授
大豆生田 啓友	玉川大学教育学部教授
小野 善郎	おのクリニック院長
上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学学術院教授
倉石 哲也	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
櫻井 彩乃	GENCOURAGE 代表
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
鈴木 みゆき	國學院大学人間開発学部教授
砂上 史子	千葉大学教育学部教授
田中 れいか	一般社団法人たすけあい代表理事
谷口 和花菜	大学生（あしなが育英会奨学生）
土肥 潤也	特定非営利活動法人わかものまちなち代表理事
原田 伊織	大学生
平野 啓子	語り部・かたりすと、大阪芸術大学教授
堀江 敦子	スリール株式会社 代表取締役
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
村宮 汐莉	大学生
山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部教授
山縣 文治	関西大学人間学部教授

こども家庭審議会基本政策部会 委員名簿

青木 康太郎	國學院大学人間開発学部准教授
◎秋田 喜代美	学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部教授
太田 聡一	慶應義塾大学経済学部教授
岸田 雪子	ジャーナリスト、東海大学客員教授
木田 秋津	小林・福井法律事務所弁護士
清永 奈穂	日本女子大学学術研究員 株式会社ステップ総合研究所長
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
櫻井 彩乃	GENCOURAGE代表
貞廣 斎子	千葉大学教育学部教授
定本 ゆきこ	京都少年鑑別所医務課長
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
田中 れいか	一般社団法人たすけあい代表理事
谷口 和花菜	大学生（あしなが育英会奨学生）
土肥 潤也	特定非営利活動法人わかものまちなち代表理事
原田 伊織	大学生
堀江 敦子	スリール株式会社 代表取締役
松浦 民恵	法政大学キャリアデザイン学部教授
○松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院特任教授
村宮 汐莉	大学生
矢島 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)執行役員・主席研究員

◎ = 会長（部会長）、○ = 会長代理（部会長代理）

名前は五十音順。

こども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組の 実施結果及びフィードバックについて

令和5年12月
こども家庭審議会



結果のまとめ①

- 小学生年代から20代のこども・若者の皆さん、子育て当事者のみなさんを始め、4,000件近い意見をいただきました。

#	意見聴取の取組	参加人数（延べ）	件数	取組の概要
1	こども若者いけんの会	74人	154件	こども若者を対象とした公聴会（オンライン） 
	小学生年代	(29人)		
	中学生年代	(7人)		
	高校生年代～20代①	(17人)		
	高校生年代～20代②	(21人)		
2	公聴会	115人	185件	子育て当事者や一般の方を対象とした公聴会（オンライン）
	子育て当事者向け	(56人)	(121件)	
	一般向け	(59人)	(64件)	
3	パブリックコメント	1,872人	1,730件	こども若者や一般の方を対象としたパブリックコメント
	こども・若者向け	(124人)	(427件)	
	一般向け	(1,748人)	(1,303件)	
4	いけんぷらす	280人	1,360件	こども若者★いけんぷらすのメンバーを対象にした意見聴取
	アンケート	(133人)	(505件)	
	オンライン	(25人)	(185件)	
	チャット	(34人)	(203件)	
	対面	(26人)	(250件)	
	出向く型（児童館）	(16人)	(69件)	
	出向く型（児童養護施設）	(9人)	(35件)	
	出向く型（障がい者支援施設）	(5人)	(18件)	
	出向く型（ひとり親支援団体）	(25人)	(95件)	
5	こども団体・若者団体ヒアリング	10団体	79件	こども若者が主体となって活動する10団体へのヒアリング
6	経済界・労働界ヒアリング	4団体	28件	経団連・日商・経済同友会・連合へのヒアリング
7	国と地方の協議の場	3団体	24件	全国知事会・全国市長会・全国町村長会との協議の場
8	意見書	20団体	255件	パブコメの一環として、各団体から受領した意見書

合計 2,341人・37団体

3,815件*

*大綱に関連する意見のみ集計。複数の内容が含まれる意見は、複数件として集計。

- みなさんからいただいたご意見を項目ごとにみると以下のとおりです。



中間整理の項目	属性（件数）			
	こども・若者*	子育て当事者	一般（その他）	合計
こども大綱全般について	455	21	108	584
こどもまんなか社会について	119	1	17	137
基本的な方針について	279	16	100	395
ライフステージ縦断の重要事項について	272	21	277	570
こどもの誕生前から幼児期までの重要事項について	18	4	128	150
学童期・思春期の重要事項について	266	24	329	619
青年期の重要事項について	112	5	35	152
子育て当事者への支援に関する重要事項について	109	50	212	371
必要な事項（社会参画・意見反映）について	171	2	45	218
必要な事項（こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制等）について	104	13	116	233
合計	1,905件	157件	1,367件	3,429件**

*こども・若者の皆様には、やさしい版の資料もお見せしてご意見いただきました。

**前頁の合計より、こども団体・若者団体、経済界・労働界、国と地方の協議の場、各団体からの意見書を除く。

結果のまとめ③

- いただいたご意見はすべて読んで、反映できるかどうかを検討しました。
修文に結びつかなかったものも、参考にさせていただきます。

みなさんからもらった意見



似ている意見をまとめる

意見を分類

中間整理に書いて
いないことへの意見

①答申に反映する意見

②修文に結びつかなかったが
参考にさせていただいた意見

中間整理に書いて
あることへの意見

③すでに含まれている意見

その他の意見
(資料の書き方・意見のき
き方についてや、内容への賛
成意見)

④よいと思ったという意見

⑤見せ方などについての意見



この資料に書いたこと

この資料のP.5～28において、

どこがどう変わったかを書きました

どこに書いてあるかを書きました

修文に結びつかなかった理由・考え方
を書きました

※答申のページ数も書いていますので、
あわせてご覧ください。

よいと思ったという意見をまとめました
(この資料のP.29)

見せ方など今後工夫するポイントをま
とめました (この資料のP.30)

1. こどもまんなか社会について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

実現してほしい社会について

- 幸せにこころ豊かにすごせる世の中になってほしい。（こども・若者）
- こどもと若者がやりたいことを自分で選択でき、選択をするにあたり金銭的問題から諦めることのない社会になってほしい。（こども・若者）
- なやみや不安を安心して誰かに話したり共有し、ひとりひとりのケアができる社会になってほしい。（こども・若者）
- ひとりひとりのこどもまんなか社会があります！考え方は十人十色です！みたいなことを書いてほしい。（こども・若者）
- 心理的安全性が大事だと思う。家庭だけでなく、学校などでも受け入れられる経験は大切。（こども・若者）
- すべてのこどもの声が尊重されて、すべてのこどもが生きること希望が持てる社会になってほしい。（こども・若者）
- こどもがどんなことにでも挑戦できる世の中になってほしい。（こども・若者）
- それぞれのこどもが好きなことを我慢せずにできる支援があったらいい。まわりがやる気がない、できないと決めつけないでほしい。（こども・若者）

以下のように書いてあります。みなさんの思いをしっかりとめめます。

ポイント

こころ豊かに過ごせることを書いてほしい

やりたいことを自分で選択できることを書いてほしい

不安や悩みがあるときに周囲からサポートされることを書いてほしい

それぞれが思うこどもまんなか社会を送れることを書いてほしい

様々な場で個人が受け入れられることを書いてほしい

こどもが意見を表明し、社会に参画できることを書いてほしい

チャレンジできることを書いてほしい

のびのび過ごすことについて書いてほしい

書いてある場所

●「全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」としています。（P.6）

●「自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる」としています。（P.6）

●「不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる」としています。（P.6）

●「自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる」としています。（P.6）

●「個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ」としています。（P.6）

●「自分の意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる」としています。（P.6）

●「のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる」としています。（P.6）

●「夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる」、「固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる」としています。（P.6）

2. 基本的な方針について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

ポイント

答申（意見が反映されたもの）

ひきこもり支援について

- 「子供・若者育成支援推進大綱」に位置付けられている「ひきこもり支援」についても記載してほしい。（都道府県）

ひきこもり支援について書いてほしい

- 基本的な方針 4（P.10）の困難や課題として、「ひきこもり」を追記するなどしました。

地域のニーズについて

- 地域ごとの多様なニーズに対して、行政だけでは対応できないのではないか。（経済界・労働界）

企業などの参画について書いてほしい

- 基本的な方針 6（P.12）の「子どもや若者に関わる様々な関係者」に、「企業」を追記しました。

政策形成への若者の参画

- 子どもや若者の意見を聴くだけでなく、政策形成などへの影響力を持てるようにしてほしい。（子ども若者団体）
- なぜ子ども参加を進めるのかという理由のところが弱いかなと感じていて、「影響力」が極めて重要なキーワード。「影響力」というキーワードは絶対に入れたほうがいい（子ども・若者団体）

子どもや若者と、ともに政策などを進めていくことを書いてほしい

- 基本的な方針 2（P.8）の「ともに考えていく」を、「ともに進めていく」に変更するとともに、「社会に参画することができるようにし、」に「社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、」と追記しました。

「影響力」をキーワードとして入れるべき

子育てに関する表現について

- 子育ては有意義な人生経験の場なので、「自らのキャリアを犠牲にする」といった表現でなく、前向きな表現にしてほしい。（全国知事会）

子育てについて前向きな表現で書いてほしい

- 基本的な方針 5（P.12）に「むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ」と追記しました。

用語の注釈について

- SRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について注釈を書いてほしい。（一般）

SRHRの定義を注釈に書いてほしい

- P.45の注釈に記載しました。

2. 基本的な方針について

みなさんの意見（主なもの）

こどもの権利の保障について

- 肌の色や国籍を理由とした差別をせず、日本で生活するすべてのこどもの権利を保障してほしい。（一般）

こまったときの支援について

- 大人になるまでずっとささえる、とは教育のことなのか、健康に関するものなのかがわからない。（こども・若者）
- 支援に地域差がうまれないようにしてほしい。（子育て当事者）
- こまっていること・大変なことを人に相談しやすいようにしてほしい。（こども・若者）

家族の価値観の多様化

- 子育て当事者は多様化している。法律婚の男女カップル以外が想定されていないような印象をうける。（一般）

地域でこども・若者に関わる人について

- 「国や地方公共団体、地域でこども・若者にかかわる人たち」と言われても、だれだかわからない。（こども・若者）

ポイント

国籍などを理由とした差別がないことを書いてほしい

あらゆる側面から支えていくことについて書いてほしい

支援の地域差を生まないためのしくみについて書いてほしい

こまりごと等に応じた、相談体制の強化について書いてほしい

家族の在り方などの価値観が多様化していることを書いてほしい

地域でこども・若者にかかわる人たちの具体例を書いてほしい

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

書いてある場所

- 人種や民族、国籍などで差別せず、すべてのこどもの権利を保障することになっています。（P.8）

- 教育や医療など、あらゆる面で切れ目なく支えていくことにしています。（P.9）

- 地域の実情を踏まえつつ、全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整備していくことにしています。（P.10）

- 相談支援の情報などをこども・若者や家庭に届けることにしています。（P.10～11）

- 家族の在り方や家族を取り巻く環境は多様化しており、多様な価値観・考え方を尊重することになっています。（P.11）

- 若者団体、子育て支援団体、民生・児童委員、青少年相談員や青少年指導員、保護司など様々な関係者と協力してこども・若者を支えていくことにしています。（P.12）

3. ライフステージ縦断の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

言葉の意味について

- 「ライフステージに縦断的」やカタカナ語など、意味がわかりにくい言葉があるので、わかりやすく書いてほしい。（一般）

こどもの権利について

- こどもの権利についての認知や理解が進んでいない。（その他団体）

こどもの権利について

- こども・若者が権利の主体であることを、こども自身も含めてひろく社会に周知してほしい。（こども・若者団体）

遊びや体験について

- こどもの遊びの大切さを社会全体が認識してほしい。遊べる場所をしっかりとつってほしい。（一般）
- おまつりや季節の行事など、こどもが楽しめるイベントをやしてほしい。（こども・若者、子育て当事者）

こどもまんなかまちづくりについて

- ボール遊びができない、大きな声を出してはいけないなど、公園のルールがきびしい。（こども・若者、一般）

こども・若者が活躍できる機会づくりについて

- こども・若者の個性や才能をのばしてほしい。（こども・若者）

外国につながるあるこどもについて

- 外国につながるあるこどもの支援も明記してほしい。（一般）

ポイント

言葉の意味をくわしく書いてほしい

学校外の教育の場など、あらゆる場面で理解促進をすることについて書いてほしい

こども・若者が権利の主体であることを周知することを書いてほしい

こどもの遊びの大切さや遊び場の確保、地域での体験活動の充実について書いてほしい

きびしいルールによって、公園が利用しづらくなるといことを書いてほしい

個性や才能を伸ばしていくことを書いてほしい

外国につながるあるこども・若者も支援することを書いてほしい

答申（意見が反映されたもの）

- P.13の「ライフステージに縦断的」は「ライフステージを通して」に修正しました。「ウェルビーイング」や「バイオサイコソーシャル」等のカタカナ語は、意味を追記したり、注釈に書いたりしました。

- P.11で、こどもの支援に関わる人たちが「こどもの権利を理解し、こどもの声を傾聴するゆとりを持てるよう」と追記し、P.13の「学校教育において」を「こどもの教育、養育の場において」に修正しました。

書いてある場所

- こども・若者が権利の主体であることについて、こども・若者自身を含め、広く社会全体に周知していくことにしています。（P.13～14）

- 遊びや体験活動は重要であり、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を作っていくことにしています。（P.14）

- 地域住民の理解を得た上でこどもの遊び場を確保する取組を進めることにしています。（P.14）

- こども・若者が一人一人異なる長所を伸ばす取組を進めることにしています。（P.15）

- 在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもの就学支援等を記載しています。（P.15）
- また、困難な状況にあるこどもに対し、支援ニーズに応じてきめ細かい支援を行うことにしています。

3. ライフステージ縦断の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

難病の支援について

- 小児慢性特定疾病から指定難病への移行が難しいため、切れ目なく支援してほしい。（その他団体）

こどもの貧困対策について

- こどもの貧困は最優先課題の一つ。国や自治体のこどもの貧困対策が後退することがないようにしてほしい。（その他団体）
- こどもの貧困対策において、どのような状況にあるこども・若者であっても公的支援制度の対象となることが明確に伝わる表現にしてほしい。（その他団体）
- 塾にかかる費用を援助してほしい。（こども・若者）

妊娠に関する知識について

- 加齢により妊娠の確率が下がることや流産、こどもが障害を持つ確率が高くなることが十分に知られていない。こどもを望む人がこどもを持つことが出来るように、これらの知識を身につける機会が必要。（一般）

こどもの貧困対策について

- 部活にかかる費用を援助してほしい。（こども・若者）
- 学費以外でも大学生活にかかる費用の支援をしてほしい。（こども・若者）
- お金を理由に自分のやりたいことを諦めることがないように、大学などへの進学に当たって教育や生活の支援をしっかりとしてほしい。（こども・若者）
- 生活保護世帯のこどもが大学等に進学したときは、卒業まで引き続き生活保護を適用するか、給付制奨学金等により生活保護の適用と同様の生活費が確保できるよう支援してほしい。（その他団体）

ポイント

難病に対してしっかり支援することについて書いてほしい

こどもの貧困対策にしっかり取り組んでいくことを書いてほしい

全てのこども・若者が支援対象であることを書いてほしい

塾にかかる経済的負担への支援について書いてほしい

妊娠・出産に関する知識習得の機会について書いてほしい

経済的に困難を抱える家庭に対して部活にかかる経済的負担への支援について書いてほしい

大学で学ぶための経済的負担への支援について書いてほしい

答申（意見が反映されたもの）

- P.16に「成人後も切れ目のない医療費助成が受けられるよう、指定難病の要件を満たす小児慢性特定疾病は速やかに指定難病に追加していく」と追記しました。

- P.16にこどもが貧困による困難を強いられることがないような社会をつくることを追記しました。基本的な方針の一つとして貧困の解消を位置付け、重要事項として記載し、しっかり取り組むことにしています。

- すべてのこども・若者が対象であることが明確になるよう、P.16の「このことは、まずもって」の文と「このため、地域や社会全体で～」の文の順序を入れ替えるとともに、どのような状況にあるこどもであっても支援の対象となる旨を追記しました。

- P.17に、学習する機会の確保についても追記しました。自治体が行う無料学習塾の支援等に取り組むこととしています。

書いてある場所

- 性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進することとしています。（P.15）

- 経済的に困難を抱える世帯の学校教育での部活動にかかる費用については義務教育段階の就学援助や高校生等への修学支援を通じて支援することとしています。（P.17）
- また、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の一環として費用負担への対応も行うことにしています。（P.24）

- すべてのこども・若者が夢や希望を持って挑戦したり、家庭の経済状況に関わらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保したりできるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施していくことにしています。（P.17、28）

3. ライフステージ縦断の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

障害児支援について

- 障害のある子どもが安心して学校に通ったり生活できるようにしてほしい。（一般）
- 精神疾患や障害がある人が仕事をみつけやすいよう、企業の理解が必要である。（子ども・若者）
- ひとりひとりの特性を見て、必要なサポートをすることが大事。（子ども・若者）
- 安全・安心な環境の中で、特別な配慮を必要とする子どもや医療的ケア児を受け入れることができるよう、職員配置を充実してほしい。（その他団体）

ポイント

障害のある子どもが安心して過ごすことができるようにしてほしい

一般就労などに向けて、関係機関で連携して支援することについて書いてほしい

障害や発達の特性を早期把握して、適切な支援につなげることに書いてほしい

保育所における医療的ケア児等の受入れ体制整備の充実について書いてほしい

書いてある場所

- 障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができるよう取り組むことにしています。（P.17）
- 障害のある人がスムーズに仕事に就けるよう、企業も含めた関係者が連携し、早い段階から準備することになっています。（P.18）
- 障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげることにしています。（P.18）
- 「保育の質の向上を図ることを通じて、障害のある子どもや医療的ケア児、外国につながる子どもなど特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人一人の子どもの健やかな成長を支えていく」と記載しており、しっかり取り組むことにしています。（P.23）



障害児支援について

- 「障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ」とあるが、障害者権利委員会の総括所見をふまえ、「理念を踏まえ」を「総括所見を踏まえ」としてほしい。（一般）
- 障害児支援に関する所得制限を撤廃してほしい。（一般）
- 国連障害者権利委員会の総括所見を踏まえ、「インクルーシブ教育システム」ではなく「インクルーシブ教育」の実現をめざすと明記してほしい。（一般）

障害者権利委員会の総括所見を踏まえることを書いてほしい

障害児支援の所得制限の撤廃について書いてほしい

「インクルーシブ教育」を書いてほしい

修文に結びつかなかった理由・考え方

- 障害者権利委員会の総括所見については、十分にその内容を検討していくこととしています。
- 各制度における所得制限の在り方については、個々の制度の目的や支援方法に応じてそれぞれ定められており、その取扱いについては、個々の制度の目的や他制度との関係も含めて検討を行う必要があると考えています。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすことと、一人一人の障害の状態やニーズに応じた学びの場を整備することを両輪で取り組むことが重要だと考えています。「インクルーシブ教育システム」は障害者権利条約に規定された概念です（※）。

※ 条約上は「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」と記載されています。

3. ライフステージ縦断の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

虐待防止対策について

- 「虐待は誰にでも起こりうるが」と書く虐待を擁護しているように見える。（こども・若者）
- 虐待により「親子」が傷つくまえに、という部分も違和感がある。（こども・若者）

虐待防止対策について

- 虐待からは絶対を守るというような内容があってもいいと思った。（こども・若者）
- 虐待は加害者と距離をおいてからが大変。自立への支援が重要。（こども・若者）
- 虐待を受けた場合には、物理的な支援だけでなく、こころのケアが重要。（こども・若者）
- こども本人の意見を聴き、こどもの最善の利益を考えて一時保護の判断をしてほしい。（一般）

社会的養護について

- 家庭でじゅうぶんな養育をうけられない環境にあるこどもの居場所づくりのため、自治体において児童育成支援拠点事業が積極的に導入、安定して運営されるよう支援してほしい。（その他団体）
- 離島などの地方では、社会的養護に関する情報が届かず、また助けをもとめる相手や支援機関がない。（こども・若者団体）
- 児童養護施設等の職員の人材確保・定着に必要な取組をしてほしい。（その他団体）
- 家族内に葛藤を抱える若者が家をはなれ、その日から住まいにこまるといった相談が、コロナ禍に頻発した。若者への住まいの保障と相談体制を具体化してほしい。（その他団体）

虐待防止対策について

- どのような状況であれば虐待として支援の対象となるのか明確化してほしい。（こども・若者）

ポイント

虐待は決して許されるものではないことを明確にほしい

「親子」が傷つく前にという表現をかえてほしい

虐待は許されない旨を書いてほしい

虐待を受けたこどもの自立への支援について書いてほしい

虐待を受けた場合のこころのケアについて書いてほしい

一時保護時にこどもの最善の利益を考えることを書いてほしい

児童育成支援拠点事業への支援についても書いてほしい

地域にかかわらず、社会的養護を必要とするすべてのこどもが対象になることを書いてほしい

児童養護施設の人材確保・定着に向けた取組を書いてほしい

家族内に葛藤を抱える若者の住まいについて書いてほしい

支援の対象となる虐待の定義について書いてほしい

答申（意見が反映されたもの）

- P.18「虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではない」と修文しました。
- 予防の段階のセンシティブなニーズにどのように対応していくかという観点から、P.18の記載を修文し、充実させました。

書いてある場所

- 虐待予防と虐待を受けたこどものケアにしっかり取り組んでいきます。（P.18、19）
- 社会的養護経験者等の方について、一人一人段階を経て自立していけるよう、支援に取り組むことにしています。（P.19）
- トラウマ等を含めた心のケアができる、高い専門性を持った人材を増やしていきます。（P.19）
- 児童相談所等による意見聴取を適切に行い、こどもが意見表明しやすい環境整備などにも取り組みます。（P.19）
- 子育てに困難を抱える家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、支援につなげていくため、こどもや親子の居場所支援の推進等として、しっかりと支援することにしています。（P.18）
- 社会的養護を含むこども施策については、地域の実情を踏まえつつ、推進することにしています。（P.12）
- 児童養護施設等における人材確保に努めることとしており、人材の定着も含めて取り組んでいきます。（P.19）
- 家庭から孤立した若者や、社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者が、そのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組むことにしています。（P.19、20）

修文に結びつかなかった理由・考え方

- 児童虐待の定義や具体例について、児童虐待の防止等に関する法律や、「子ども虐待対応の手引き」にくわしく書かれており、支援の対象はそちらで明確にされています。

3. ライフステージ縦断の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

こどもの自殺対策について

- 「自殺を防ぐ」という表現は、最後の逃げ道さえ塞がれるように感じるのでかえてほしい。（こども・若者）

インターネットについて

- 「こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備」について、閲覧するには望ましくない情報、の定義が難しいため「こどもが閲覧するには望ましくない情報」を削除してほしい。（一般）

性犯罪・性暴力対策について

- 学校での性被害などのカミングアウトが想定されていない。こどもを二次被害にあわせないための教職員の知識や傾聴のスキルが必要であるが、研修の機会もないため学校現場の認識にもない。（一般）

ポイント

「自殺を防ぐ」という表現をかえてほしい

「閲覧するには望ましくない情報」について修文してほしい

学校でのカミングアウトに関する教職員への研修等を書いてほしい

答申（意見が反映されたもの）

- P.20に誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として自殺対策を推進することなどを追記しました。

- P.20の31行目を「こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報」と修正し、何が有害情報なのか分かるように注を付けました。

書いてある場所

- こども・若者の性犯罪・性暴力対策として相談体制や支援体制を充実させることを書いており、教職員研修についてもしっかり取り組むことにしています。（P.20、21）

こどもの自殺対策について

- こども若者の自殺もCDRに含めて責任をもって取り組んでほしい。（その他団体）

インターネットについて

- 「こどもが主体的にインターネットを利用できる能力取得の支援や、情報リテラシーの修得支援」という部分は、人権の観点からデジタルシティズンシップ教育の推進という表記にしてほしい。（一般）

性犯罪・性暴力対策について

- 日本版DBSの実施にあたっては、社会的養護分野を対象職種に含めた上で、「早期の実現」など実施時期を明確にほしい。（その他団体）

自殺の事例もCDRに含めてほしい

「デジタルシティズンシップ教育」について書いてほしい

社会的養護分野もDBSの対象にほしい

修文に結びつかなかった理由・考え方

- CDRモデル事業においては、自殺の事例も含め、同意の取れた事例について対象としているところです。CDRの在り方については、引き続き必要な検討を進めることとしています。

- 情報リテラシーには、情報社会において自分や他人の権利を尊重し、責任を持って行動するという意味も含まれています。

- 9月に取りまとめた有識者会議の報告書をもとに、こどもの性被害防止のためにより実効的な制度となるよう検討を進めている段階で、まだ確定したことは書けませんが、早期の実施を目指して検討することとしています。

4. こどもの誕生前から幼児期までの事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見 (主なもの)

こどもの育ちの理念等の共有について

- 幼児期までのこどもの育ちについて理念等を共有する場として、障害のある子が通所する「児童発達支援」も追記してほしい。(一般)

出産費用について

- 出産費用の負担を全国一律にしてほしい。(こども・若者)

妊娠・出産について

- 出産育児一時金50万ではまったく足りない。(こども・若者、一般)
- 妊娠期から乳幼児期について、早期の経済的支援とともに、孤立をふせぎ子育てを手助けする伴走型の支援を拡充してほしい。(その他団体)

幼児教育・保育について

- 保育施設のスペースや場所の確保を進めてほしい。(一般)

職員配置基準の改善

- 幼児教育・保育に携わる職員の配置基準の改善をしてほしい。配置基準は加配ではなく、大元の基準を改善し、基本給を上げてほしい。(一般)

待機児童について

- 保育所などの待機児童問題を解決してほしい。(こども・若者、子育て当事者、一般)

ポイント

児童発達支援についても書いてほしい

出産費用の負担を全国一律にしてほしい

出産・子育ての経済支援や伴走型支援について書いてほしい



保育施設的环境をよくしてほしい

職員の配置基準を改善してほしい

待機児童の解消について書いてほしい

答申 (意見が反映されたもの)

- 障害のある子が通所する「児童発達支援」施設をはじめ、ほかにも、乳児院、乳幼児健診を行う保健センター等も含まれるため、P.23に「こどもの育ちに関する関係機関」と追記しました。

書いてある場所

- 出産費用(正常分娩)の保険適用の導入を含む出産に関する支援等の更なる強化について検討を進めることとしています。(P.22)

- 「出産・子育て応援交付金」の継続的な実施に向けての制度化の検討を進めていくことにしています。(P.22)

- 「安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて(略)一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。」として、安全・安心な環境づくりを目指すことにしています。(P.23)

- 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や、現場の負担軽減、職員配置基準の改善をしっかりと進めることにしています。(P.23)

- 幼稚園・保育所・認定こども園の待機児童の解消を目指すことにしています。(P.23)

5. 学童期・思春期の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

思春期について

- 思春期は「家族・異性との関係などに悩んだりする繊細な時期」とあるが「異性」と書くのはやめてほしい。（こども・若者、一般）

教育格差について

- 都市と地方とで、受けられる教育サービスにちがいが出てしまうのはなくしてほしい。（一般）

こどもに対する暴力について

- こどもに対する暴力撲滅についてしっかり書いてほしい（一般）

教職員の長時間労働

- こどもたちのゆたかな学びを保障し、教員不足を解消するためにも、教職員の長時間労働を早急に改善してほしい。（一般）

オンライン授業について

- コロナやいろいろな理由で、学校へ行かない子、行けない子、行きたくない子がいる。オンラインで授業をうけられるようにしてほしい。（こども・若者）

教育予算の引上げ

- 国の教育予算をOECD並みに引き上げることを記載してほしい。（一般）

ポイント

思春期に悩む関係性として異性と書くのはやめてほしい

住んでいる地域に関わらず、質の高い教育を受けられるようにしてほしい。

こどもに対する暴力撲滅について項目建てして追記してほしい。

教職員の働き方改革について書いてほしい

オンラインでも授業を受けられるようにしてほしい

必要となる教育予算を確保してほしい

答申（意見が反映されたもの）

- P.24の2行目を「家族・異性との関係など」を「家族・友人との関係や恋愛など」に修正しました。

- P.24の「全てのこどもが」の前に「住んでいる地域に関わらず」を追記しました。

- 体罰や不適切な指導についてP.27に新規で項目を作ったほか、体罰によらない子育てに関する啓発のため、P.30にこどもとの関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響を親に伝えることなどを追記するなどしました。その他のこどもに対する暴力について、たとえば性暴力はP.20、21に、児童虐待についてはP.18、19に書いています。

書いてある場所

- 学校における働き方改革や処遇改善を進めることにしています。（P.24）

- P.26、27にあるとおり、不登校支援の観点において、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、ICT等を活用した学習支援を進めることにしています。

- 「こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。（中略）こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係省庁の予算概算要求等に反映する」としており、関係省庁が教育予算の確保に努めていくこととなります。（P.36）

5. 学童期・思春期の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

デジタル教科書

- 教科書をデジタル化すれば荷物の負担も減ってよい。紙とデジタルを使い分けできたらよい。（こども・若者）

ポイント

デジタル教科書を進めてほしい

答申（意見が反映されたもの）

- P.24の「学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末」の後に「デジタル教科書」を追記するとともに、デジタル教科書の活用などを進めることで、一人一人のこどもの可能性を伸ばすことも追記しました。

書いてある場所

- 学校が安全安心な居場所・セーフティネットとしての役割を果たしていけるよう、取組を進めることにしています。（P.24）

居場所としての学校

- 学校がこどもにとって安心できる居場所となるよう、学校の福祉的な機能の充実を図ってほしい。（その他団体）

学校がこどもの大切な居場所とし、必要な機能を充実させてほしい

性教育について

- 妊娠のしくみや自分の身体を大事にすることを早い時期からしてほしい。「包括的性教育」を盛り込んでほしい。（こども・若者、子育て当事者、一般）
- 包括的性教育を盛り込むのは反対（こども・若者、一般）

性教育について考えてほしい

- 「包括的性教育」という言葉はいろいろな意味で使われているため答申には使いませんが、こども・若者が、発達の程度に応じて、性に関する正しい知識を得られるよう、教育や普及啓発・相談支援を進めることにしています。（P.25）

部活動の地域移行について

- 部活動の地域移行に関しては、「地域の実情に応じて」すすめることが必要で、なおかつP14に書かれている体験活動と同様、「機会に格差が生じないよう」地域が主体的に推進できる環境を整えてほしい。（一般）

部活動の地域の実情に応じた、格差の生じない移行を進めてほしい

- 地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進め、体験格差が生じないよう配慮しています。（P.24）

給食無償化について

- こどもたちがおいしく、栄養たっぷりの給食をおなかいっぱい食べられるように、学校給食の無償化・拡充をお願いします。（子育て当事者）

学校給食の無償化・拡充について書いてほしい

- 学校給食の普及・充実を進め、学校給食無償化のについては課題の整理等を行うことにしています。（P.24）

男女差別

- 先生がこどもに対して男女差別することをやめてほしい。（こども・若者）

学校の先生に男女平等の理念を徹底してほしい

- 教職員が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないよう、研修や周知啓発等の取組を推進していくことにしています。（P.15）

5. 学童期・思春期の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

いじめ対策

- いじめが重大事態等とならないような教育や指導等を徹底してほしい。（その他団体）
- いじめが発生しないよう見守り等の工夫をしっかりとしてほしい。いじめは学校内で隠蔽されてしまうことがある。（子ども・若者）

ポイント

重大ないじめが起こらないように教育や指導を徹底してほしい

いじめを隠蔽せず、予防や対応を徹底してほしい

答申（意見が反映されたもの）

- P.26に「全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進する」と追記しました。

不登校支援

- 教育を受けられ、進路指導を受けられ、就職できるような支援があってほしい。（子ども・若者）
- 多様な学びを選択できる社会の構築をお願いしたいです。オルタナティブスクール、フリースクール、ホームスクーリングを教育の選択肢としてみとめてほしいです。（子ども・若者、子育て当事者）
- フリースクールの認識を広めてほしい。知らないだけでは消されてなくなってしまう。（子ども・若者）

不登校のこどもへの支援を充実させてほしい

フリースクールなどと連携を強化し、不登校のこどもを支援してほしい

書いてある場所

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化することになっています。（P.26、27）

- 不登校の場合でも教育を受ける機会が確保できるよう、フリースクール等と連携し、支援体制を整備していくことにしています。（P.26、27）

教育相談体制

- スクールカウンセラーに相談をすると、まわりに何かあったのかなと思われてしまうので、身近な先生なども相談に乗ってほしいし、タブレット端末を使った相談ができるようにしてほしい。（子ども・若者）
- スクールカウンセラーに話したくても遠くに感じてしまうことがあるので、講演や授業など、もっと身近に感じられるようにしてほしい。（子ども・若者）

学校における相談体制をしっかり整備してほしい

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境を整備することになっています。（P.26、27）



5. 学童期・思春期の事項について

みなさんの意見（主なもの）

居場所について

- 居場所について、社会全体での理解が醸成されるような取組を推進に言及してほしい。（その他団体）
- 居場所をつくってほしい。（こども・若者）

待機児童について

- 放課後児童クラブの待機児童問題を解決してほしい。（こども・若者、子育て当事者、一般）

こころのケアについて

- 医療ケアや性情報の情報提供だけでなく、こころのケアが必要。（こども・若者団体）

職業教育について

- 学校で様々な職を知る機会を増やしてほしい。（こども・若者）

社会人に必要な知識の教育

- 社会に出る前に、社会人になってから支払いが義務になっているもの（年金や保険など）を教えてもらう機会がほしい（こども・若者）
- 学校で税のしくみや国のお金の運営、政治（選挙のしくみなど）についてまなびたい。（こども・若者）

居場所について

- 居場所の実態調査は継続的におこなってほしい（その他団体）
- インターネットが居場所となることにも目をむけてほしい（その他団体）
- こどもの生活圏内にある公園をこどもの居場所として活用することを盛り込んでほしい。（一般）

ポイント

居場所をつくってほしい

待機児童を解消してほしい

こころのケアもしっかり進めてほしい

職業教育をしっかりやってほしい

社会に出る前に社会人に必要な知識を身に付けたい

実態調査を継続的にやるということを書いてほしい

インターネットを居場所の1つとして明記してほしい

公園をこどもの居場所として活用

書いてある場所

- こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進することになっています。（P.25）

- 放課後児童クラブの待機児童の解消を目指すことにしています。（P.25）

- こころの問題等について、こども・若者に対する相談支援を進めていくことにしています。（P.25）

- 職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的な活用を進めていくことにしています。（P.26）

- 主権者教育や社会保障教育を進めることにしています。（P.25、26）

こどもの居場所づくりに関する指針に記載する方向となっています。（P.25）

- 実態調査の必要性については、こどもの居場所づくりに関する指針で記載する方向で検討しています。

- オンラインの居場所もこどもの居場所の1つとなる、ということを、こどもの居場所づくりに関する指針において記載する方向で検討しています。

- 「公園」をこどもの居場所として活用することについては、こどもの居場所づくりに関する指針で記載する方向で検討しています。

6. 青年期の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

メンタルヘルスについて

- メンタルヘルスについて気軽に相談しづらい。カウンセリングは活用に抵抗がある。（こども・若者、こども・若者団体）

青年期の取組について

- 青年期の取組が少ないのではないか。（こども・若者団体）

ポイント

メンタルヘルスケアについて書いてほしい

青年期の取組が少ない

答申（意見が反映されたもの）

- P.29にメンタルヘルスケアを含めて悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実について、新しく項目を立てました。
- 大学等での学びや仕事、結婚に関する取組を記載していましたが、上に書いたとおり、メンタルヘルスケアに関する取組も追記しました。青年期は様々なライフイベントが重なる時期であり、これらの取組により、若い世代が、自分らしく社会生活を送ることができるようになって考えています。また、基本的な方針に、仕事や結婚だけでなく、趣味等を含むプライベートとの両立もできる環境を整備することを追記しました。

就職支援

- 就職支援においては、相談できる場所を用意してほしい。（こども・若者）
- 就職活動において、就職後に役立つスキルが身につくインターン制度をもっと普及させてほしい。（こども・若者）

キャリアと育児の両立について

- お金に心配なく、またキャリアアップに支障がなく、安心して結婚し、こどもをうみ、育てたい。（こども・若者）

就職支援における相談体制を整備してほしい

インターン制度を充実させてほしい

お金に心配せず結婚し、キャリアアップに支障の出ない子育てができるようにしてほしい

書いてある場所

- ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組んでいくことにしています。（P.28）
- インターンシップ等の学生のキャリア形成支援を推進することにしています。（P.28）
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減や、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立するための環境整備を進めていくことにしています。（P.29、30）

7. 子育て当事者への支援について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

こどもの預け先について

- 幼稚園にかよっているこどもの預け先がなく、こまることがある。預け先を充実させてもうすこし気軽に預けることができるようにしてほしい。（子育て当事者）

教育負担の軽減について

- こどもを育てる為の教育費がかかりすぎる。（子育て当事者、一般）

医療費の補助について

- 18歳までの医療費を補助してほしい。（こども・若者、子育て当事者、その他団体）

年少扶養控除・所得制限について

- 年少扶養控除を復活してほしい。（子育て当事者、一般）
- 児童手当の所得制限をなくしてほしい。（子育て当事者、一般）

教育費の無償化について

- 高校までは教育費を無料にほしい（こども・若者）

ポイント

預かり保育を充実させてほしい

教育費の負担軽減についても書いてほしい



18歳までの医療費の負担軽減をしてほしい

年少扶養控除を復活させることを、大綱に書いてほしい

所得制限をなくす方針を、大綱に書いてほしい

高校までは教育費を無料にしてほしい

書いてある場所

- 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進していくことにしています。（P.30）



- 幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施していきます。（P.29）

修文に結びつかなかった理由・考え方

- 新しくこども医療費助成の制度を創ることについては、現在の地方自治体によるこども医療費の助成内容が自治体によって様々だったり、医療費の自己負担をゼロにしてしまうことで、病院側の体制や人々の受診行動への影響などもあることから課題が多いですが、地方自治体の医療費等の負担軽減を図ることとしています。
- 年少扶養控除は、より支援が必要な人に支援を行うことができる子ども手当に振り替えるという考え方で、廃止されました。
- 児童手当の所得制限をなくすことは、すでに、政府の方針として決定しています。
- 高校で学びたいこどもが経済的な理由により修学できないということがないよう、高校等の授業料や授業料以外の教育費を支援することとしています。また、義務教育段階では、国公立学校における授業料は無償となっており、教科用図書の無償措置が行われているほか、経済的理由により、就学困難と認められる世帯に対しては、就学援助により学用品費等の支援を行っています。

7. 子育て当事者への支援について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

共働き・共育について

- 「共働き・共育」は、両親がそろっている前提で子育て支援をしようとしているように捉えられるのではないか。（全国知事会）

ポイント

誤解のない表現にかえてほしい

答申（意見が反映されたもの）

- 共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であると認識しています。そのため、共働き・共育という表現にしています。P.11にそのことを追記しました。一方、ひとり親家庭の子育てもしっかり支えていくことにしています。（P.30、31）

書いてある場所

- こどもの居場所づくりは、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりがおこなわれるよう、「子どもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることにしています。（P.25）
- また、親の相談支援・居場所づくりについては、妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援をしっかり進めていくことにしています。（P.17）

親へのサポートについて

- 役場や駅など、誰にもわかりやすい場所にこどもも親も集まれる場所をつくって、いつでも集まれるようにするのがよいと思う。こども向けだけでなく、親向けの支援も必要である。こどもの貧困や虐待をなくすには親のサポートも必要だと思う。（こども・若者）
- 相談できる場所がたくさんあっても、その場所にいる相談員や、こどもをみってくれる人を確保するのが難しいし、人を確保したところでまちがった知識や浅はかな知識で話を聞いてしまうと、悩んでいるこども・若者が混乱してしまうと思う。いま世の中にたくさんあるオンラインサロンや、アプリで悩んでいる人がつながれるしくみみたいなものがあれば、人もいらなし、気軽に相談できる場所がつかれると考えた。（こども・若者）

居場所を作ったり、親のサポートをしたりしてほしい

オンラインなどで、しっかりとした知識のある人に、気軽に相談できる場所がほしい

- 気軽な相談手段としてオンラインでの相談を挙げており、そうした場の整備に取り組んでいくことにしています。（P.36）



7. 子育て当事者への支援について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

仕事と育児の両立について

- こどもの参観日や急な体調不良等で親が仕事を休める保障をしてほしい。親が自分のためにとるだけでなく、こどものためにとれる休暇制度を設けてほしい。（こども・若者）
- 休みを取りやすい働き方や余暇時間を確保する働き方など、ライフワークバランスの取れた働き方を推進すれば、結婚や出産をプラスに考えられる。男性も育児休業をとりやすいようにしてほしい。男性と女性の賃金格差をなくしてほしい。（こども・若者）
- お母さんが、妹産んだあと本当に体がつらそうだった。お父さんの育休明けてからが、本当にお母さんフラフラだった。休んだ分だけ、お給料貰えないって言ってたけど、お母さんの事考えるとずっと休んでほしかった（こども・若者）

育休の代替要員について

- 子育て当事者をささえる側のフォローについても触れてほしい。例えば、育休を取る人の代わりに仕事をする人のことも考えてほしい。（一般）

経済的基盤の確保

- 共働き前提ではなく、1人の収入で家族を支えられるような経済基盤を目指してほしい。（一般）

ひとり親について

- 親が離婚したこどもも対象にしてください。（こども・若者）
- 親が離婚しても父親とも母親とも自由に会えるしくみづくりをした方がいいと思います。（こども・若者）
- ひとり親でもきちんと子供が安心して暮らせる環境が必要。（一般）

ポイント

書いてある場所

仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めてほしい

男性育休の推進についても書いてほしい

育休の代替要員などについても書いてほしい

経済的基盤の確保を目指してほしい

親が離婚したこどもに対する支援についても書いてほしい

安全・安心な親子交流についても書いてほしい

ひとり親でもこどもが安心して暮らせるよう支援してほしい

- 育児休業制度などを通じて、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めます。（P.30）
- また、男性育休が当たり前になる社会の実現に向けて、様々な取組を進めます。（P.30）
- 具体的には、こどもまんなか実行計画で、育休を取る際に代わりに仕事をする方を支援する企業への助成制度を拡充することについて、書くこととしています。

- 若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保することとしています。（P.11）

- ひとり親家庭への支援を書いており、親が離婚したこどもについても対象にしています。（P.30、31）
- こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進します。（P.30、31）

- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、子育て支援等に取り組みます。（P.30、31）

8. こども若者の社会参画・意見反映について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見

意見表明に対する意欲や関心について

- 「意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高いこども・若者」という表現は、意見を表明することへの意欲や関心をそもそも高く持つきっかけがないことや、声を上げることにリスクや負の経験があるこども・若者という表現の方が、すぐしっくりくる。（こども・若者団体）

ポイント

意見を表明することへの意欲や関心がそもそも高く持てない人がいることも念頭に置くべき

答申（意見が反映されたもの）

- P.33の「意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者」に変更しました。



書いてある場所

- あらゆるこども・若者が日常的に意見を言い合えて、その意見が尊重されるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備に取り組んでいくことにしています。（P.33）
- こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぶらす』）を推進したりすること等を通じて、意見を言える場作りに取り組むことにしています。（P.32）

意見を言いやすい環境づくり

- 友達と話していて、意見がちがった時に、否定されないか気になってしまうので、どんな意見を言っても否定されない雰囲気を作ってほしい。（こども・若者）
- 気軽に意見を言えるように、SNSなどで普段の生活に対するグチを募集するとよいのではないか。（こども・若者）

こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備について書いてほしい

気軽に意見を言える場作りを進めてほしい

意見を聴く環境づくり

- こどもの意見が大人に、対等かつ真剣に取り扱われ、検討され、フィードバックが行われるようにしてほしい。（その他団体）
- 1人が意見を言ったところで聴いてもらえるならみんな言っているし、世の中変わっていくと思うが、聴いてもらえてないからほとんど変わっておらず、不安しかないので、しっかりしてほしい。（こども・若者）
- まだこどもだからこどもをなめてる。もっとこどもに意見を言わせること。大人は圧をかけて言わせないのがダメ。（こども・若者）

こども・若者が意見を聴かれ、聴いた意見がどのように施策に反映されたのかフィードバックされるべき

大人の考えを押し付けないことが重要

- こどもや若者と対話し、その意見を受け止め、施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックしていくことにしています。（P.32）
- おとなの経験や考えを一方向的に押し付けることなく、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要だという認識のもと、しっかり取り組むことにしています。（P.32）

8. こども若者の社会参画・意見反映について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見

審議会・懇談会等へのこども・若者参画

- こどもの意見を取り入れるために、こども代表の人を数名、委員に組み込んでほしい。（一般）

地方公共団体における人材育成

- 地方公共団体でこどもの社会参画・意見反映を進めるに当たり、地域における人材育成を進めてほしい。（その他団体）

地域・社会への意見表明について

- こども・若者が自分のことだけでなく、地域や社会に対しても意見を形成・表明できるようにしてほしい。（その他団体）

SOSの受け止めについて

- こどもがSOSを発信しても、まわりのおとなによって、なかったことにされてしまう。こどものSOSが確実に届くルートを作るべきだと思う。（こども・若者）

様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもについて

- ヤングケアラーなど本当にこまっていて助けが必要な人ほど、意見聴取を知らなかったり忙しくて余裕が無いことに配慮してほしい。（こども・若者）

多様な手法での意見聴取について

- 当事者の意見をたくさん聞いて不安点や要望等思っている事柄をより把握したり、当事者が抱えている意見を聞いてもらいやすい環境を提供してほしい。（こども・若者）
- 虐待経験者にとっては、初対面の人にいきなり会うのはこわいので、オンラインで意見を聴く取組をしてほしい。（こども・若者団体）

ポイント

審議会・懇談会の委員にこども・若者を入れてほしい

地方公共団体における人材の育成に向けた取組を行うべき

社会参画や意見表明に係る機会の充実をすべき

SOSをしっかり受け止めてほしい

様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもの意見も聞いてほしい

こども・若者がアクセスしやすい多様な意見聴取の手段を準備すべき

書いてある場所

- こども家庭審議会委員にはこども・若者の委員も入っています。各府省庁の各種審議会、懇談会等の委員にも、こどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組むことにしています。（P.32）

- 地方公共団体において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行うことにしています。（P.33）

- こどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会等を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期にいたるまで持つことができるように取り組むことにしています。（P.33）

- SOSを発しても周囲が受け取れていないことがあるという認識のもと、こども・若者や家庭が、必要な支援を受けられるよう、当事者に寄り添いつつ、支援を届けることにしています。（P.11）

- 貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこども等がいるという認識のもと、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討し、十分な配慮や工夫を行うことにしています。（P.33）

9. 施策の共通の基盤・施策の推進体制について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見

団体同士の連携について

- こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる、民間団体同士だけでなく、行政機関と民間団体との連携も強化してほしい。（その他団体）

ポイント

行政機関と民間団体との連携も強化してほしい

答申（意見が反映されたもの）

- P.35に「行政機関と民間団体」を追記しました。

地方公共団体の人材確保について

- P35の地域の包括的支援体制構築について、「こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化する。」に加え、「また、市区町村の実態に即した広域連携や、人材派遣などの検討を促進する。」を記載すべき。町村にとっては人材確保が難しいため、広域連携や人材派遣が必要である。（一般）

自治体の人材確保のため、広域連携や人材派遣を書いてほしい

修文に結びつかなかった理由・考え方

- 町村等の小規模自治体における人材確保については、都道府県による広域のバックアップを行うことや地方公共団体の意見を踏まえた効率的な人員配置を可能とすること等が重要と考えており、今後、改正法の施行に向けて検討を具体化してまいります。

数値目標と指標について

- 少子化社会対策基本法にも基づくものでもあるので、少子化社会対策大綱と同様に基本的な目標として、国民希望出生率などを設定してほしい。（こども・若者）
- こどもの貧困率の削減目標や貧困を多面的に捉える指標を設定してほしい（その他団体）
- こどもの意見を聴いて、指標の設定や評価をしてほしい（その他団体）
- 目標・指標を決める議論は公開してほしい。（その他団体）



希望出生率を目標として設定してほしい

こどもの貧困率を目標設定してほしい

議論を公開したうえで、適切な目標・指標を設定してほしい

- 目標・指標については、答申を踏まえ、政府において検討がなされることとなっています。
- こども・若者、子育て当事者から見て何がどのように変わるのかが分かるような目標や、施策の進捗状況が分かる指標、こども・若者、子育て当事者の状況等が分かる指標を設定することとしており、目標・指標をあわせて、少子化や貧困を含む様々な課題について多面的に捉え、目標や指標の状況を踏まえて施策を見直していくこととなります。
- おおむね5年後のこども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、こども家庭審議会において検討することとしています。こども家庭審議会の調査審議は公開されています。

9. 施策の共通の基盤・施策の推進体制について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見

こどもコミッショナーについて

- 「こどもコミッショナー」の設置を明記してほしい。（その他団体・一般）

相談体制の整備

- 国や自治体の支援策には、「24時間365日休みなく」「いつでもどこでも」「自分がもとめる方法で話することができる（相談をうける）」というしくみが無いので、しっかり整備してほしい。（その他団体）

SOSを求めやすい環境の整備について

- お金にこまっていたり、ネグレクトなどでこまっているこどもが色々なアプローチ方法でSOSを求めやすい環境づくりを進めてほしい。（こども・若者）

ポイント

相談救済と改善提案の役割を持つ機関について書いてほしい

相談体制を整備してほしい

SOSを求めやすい環境を整備してほしい

書いてある場所

- 「こどもコミッショナー」と呼ばれる第三者機関は、①こどもの権利が侵害されたときの救済、②政策提言の機能を持つものと考えられます。
- このうち、①権利侵害の救済は、まずはこどもなど住民に身近な地方公共団体が取り組むべきことです。P.14にあるように、その取組を後押しするとしています。
- ②政策提言機能は、P.37にあるように、法律で、こども家庭審議会がその役割を担うことになっており、同じような役割の別の機関を置くことは現時点で想定しておりません。

- こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化するなど、地域における包括的な支援体制を構築・強化することとしています。（P.36）

- こども・若者がSOSを求めやすくなるよう、必要な情報や支援をしっかり届けることとしています。（P.10、11）

9. 施策の共通の基盤・施策の推進体制について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見

縦割り打破について

- 行政においては、縦割りではなく横の連携をしっかりとほしい。（こども・若者）

こども・若者に携わる担い手の育成について

- こどもや保護者が、学校や教育委員会等に相談しても、定型文のようなアドバイスしか返って来ないので、現場が一人一人の問題をきちんと解決に導くスキルを持ってほしい。（その他団体）

関係機関連携について

- 学校（小学校、中学校、高校特に私学や通信制）と各種支援窓口や支援ネットワーク（生活困窮、要対協、子若協議会、重層的支援体制等）との連携してほしいです。また、学校の連携の要としてのSSWの役割も大事だと思います。（一般）

必要な人に届けるための情報発信について

- 本当に苦しんでいる人はSNSを使えない場合が多い。回覧板や自治体のお便り等、アナログな情報発信もしてほしい。（一般）

数値目標と指標について

- 今後も進捗状況や取組の成果を調査し、新たな戦略を練り続けていくしくみを作ってほしい。（一般）

ポイント

行政の縦割り打破のために必要な推進体制を書いてほしい

こども・若者に携わる担い手の育成について書いてほしい

学校、各種相談窓口、SSWの連携について書いてほしい

必要な人に届く情報発信をしてほしい

目標・指標を検証・評価して、施策の点検と見直しをしてほしい

書いてある場所

- こども家庭庁として、こども大綱等を基に、こども政策推進会議やこども家庭審議会の知見を活用し、制度や組織による縦割りの壁を克服し関係省庁間で横の連携を密に行いつつ、政府全体のこども施策を強力に推進し、必要に応じて関係省庁に対し勧告権を行使することも含め、リーダーシップを発揮してまいります。（P.12）

- こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の専門性の向上を図っていくことにしています。（P.35）

- 地域において、学校、各種相談窓口、SSWを含めた包括的な支援体制を構築し、関係機関同士での連携を強化することとしています。（P.36）

- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信を進めることにしています。（P.35、36）

- おおむね5年後のこども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、こども家庭審議会において検討してまいります。（P.38）

9. 施策の共通の基盤・施策の推進体制について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見

ポイント

答申（意見が反映されたもの）

こども条例について

- こどもの権利についての意識啓発のため、自治体におけるこども条例の制定を国が支援するべき。（その他団体）

こどもの権利の啓発に向け、地方公共団体の条例制定を支援することについて書いてほしい

- P.38の「見える化」を進めるものとして、「こどもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の制定状況」を追加しました。

書いてある箇所

地方公共団体との連携について

- 具体的にどのように地方公共団体に下りていくのか書いてほしい。（こども・若者）

地方公共団体で施策を進めるためのしくみを書いてほしい

- 自治体こども計画の策定を促進したり、国と地方が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を進めていくことにしています。（P.38、39）

国際的な連携・協力について

- 児童の権利委員会の総括所見における勧告に対する対応や一般的意見の参照・反映に優先的に取り組んでほしい。（その他団体）

児童の権利委員会の総括所見における勧告等への対応を書いてほしい

- 条約を遵守しつつ、適切に対応を検討するとともに、国内施策を進めていくことにしています。（P.39）

財源の確保について

- 支援や体験活動等はお金がかかるが、そのお金はどこから発生するのか。増税等で資金を増やすのだとしたら、かえって負担が増える政策となってしまう、意味がないのでやめてほしい。（こども・若者）

こども大綱を推進するために必要な財源を確保してほしい

- こども大綱を推進するために必要な安定的な財源について、国民各層の理解を得ながら、幅広く検討を進め、その確保に努めることにしています。（P.39）

地域間格差について

- 支援や教育に関して地域の財政状況等によって地域間の格差が生じないようにしてほしい（その他団体）

これから実施する取組について、地域間で格差が生じないようにしてほしい

- こども施策は、それぞれの地方公共団体において地域の実情を踏まえて行うこととなります。こども・若者が全国どこにいても必要な支援が受けられるよう、環境を整備していくこととしています。

10. その他

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

みなさんの意見（主なもの）

大綱の位置づけについて

- こどもがいない人のこともちゃんと考えてほしい。（一般）

ポイント

こどもがいない人にとって、大綱にどんな意味があるかを示してほしい

答申（意見が反映されたもの）

- P.7について、「全ての世代にとって」を「全ての人にとって」と修文しました。
- 世代やこどもがいるかどうかにかかわらず、こども・若者が大切にされる社会は、社会全体が幸せとなり、こども・若者が自分らしく働いたり子育てしたりできることで、結果として社会経済の状況もよくなり、持続可能性も高まります。
- こども大綱に基づき、国民の皆様の理解を得ながら、我が国全体が一体となってこどもまんなか社会が実現されることを期待しています。



具体的な施策について

- 具体的に何をすることが明確に書かれていない。（こども・若者）

具体的な施策を書いてほしい

修文に結びつかなかった理由・考え方

- こども大綱に基づき具体的に取る施策については「こどもまんなか実行計画」に書くことにしています。

11. みなさんが良いと評価してくれたところです。ありがとうございます！



みなさんの意見

こども大綱全体について

- 年齢ごとにあった取組をしてくれるのがよい。(こども・若者)
- (やさしい版について) こどもがわかりやすい文章・粒感にまとめているのがよい。ぱっと見てこどもにもわかりやすいと思った。(こども・若者)
- こどもの権利の主体を明確にきちんと記載されているというのは非常によい点。これまでのパターナリスティックな価値観からは大きく転換されており、高く評価している。(こども・若者団体)
- これまでは「成長」とか「どう育てていくか」の観点が非常に強かったが、こどものウェルビーイングを軸にしているという点は非常に良い。(こども・若者団体)
- 幼児期において、遊びの充実について書いてあるのがよい。(こども・若者)
- 全体的にとってもよい。こども若者のことを考えてもらえていると思う(こども・若者団体)
- 貧困、いじめ、障害、医療など、さまざまな方面からの支援があり、誰もが必要な支援を受けることができそうな点に魅力を感じるから。(一般)
- これまでは、ひきこもりの若者や、社会から既に逸脱しているこどもに対象を限定していたが、今回はこども全般が対象としている点が良い。(こども・若者団体)
- こどもが生まれてから成長して教育を受けるまで幅広く対応していて良いと思った。(こども・若者)

こどもまんなか社会について

- こどもまんなかの社会ができることがうれしい。こどもが大切にされていると感じる。(こども・若者)
- こどもまんなか社会はこれまで意識されていなかったが、大綱で世間に表明したことで、日本がこどもを中心とした社会になっていくような気がする。(こども・若者)

基本的な方針について

- 6つの基本的な方針はすごくいいなと思った。特に「③こども・若者の成長に合わせて、大人になるまでずっと支えます。」の部分において、将来のためではなく今すぐ支えてくれるところがいいなと思った。(こども・若者)
- 「③こども・若者の成長に合わせて、おとなになるまでずっと支えます。」はよいと思う。支えてもらった経験のある人は、将来ささえる側の人になれるので、③のような取組が増えるとよい。(こども・若者)

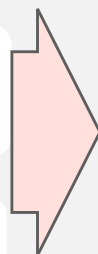
意見表明について

- 意見を言いやすいような雰囲気を作っているのがいいと思った。(こども・若者)
- このように当事者や現場の声を届ける場がつけられたことには希望を感じていて、感謝している。(こども・若者団体)

12. 資料の見せ方やアピールの仕方などについて、工夫していきます。

みなさんの意見

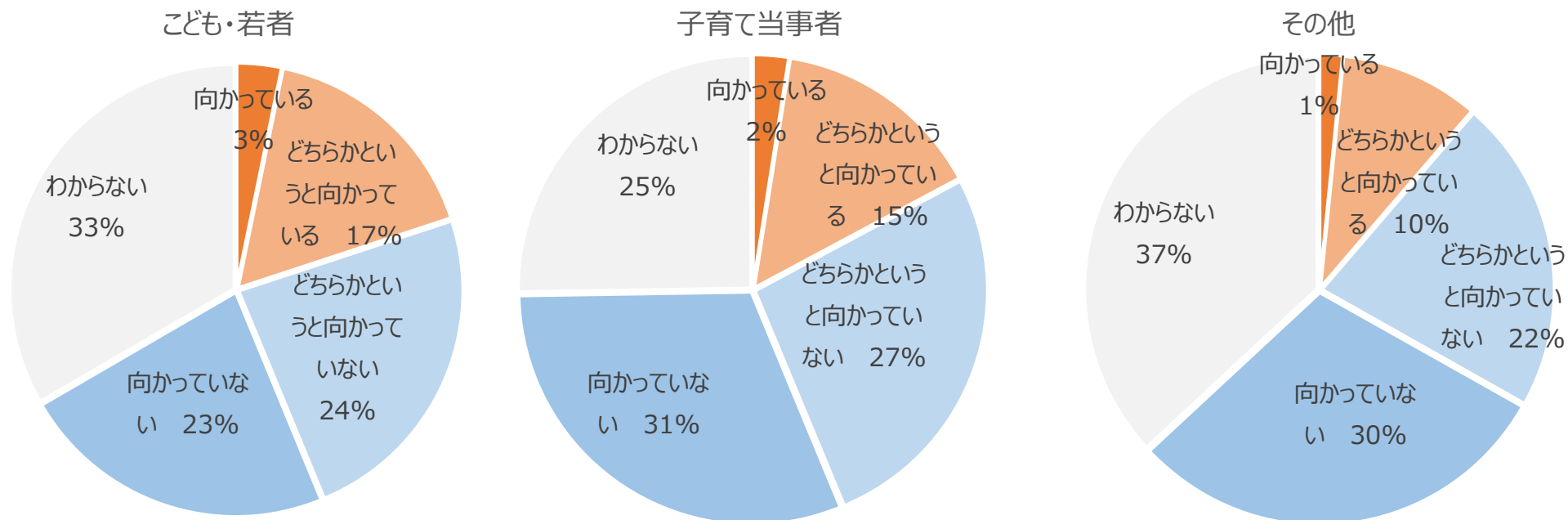
- こどもまんなかのことを知らなかったのもっとアピールしてほしい。（子育て当事者）
- （こども若者パブコメだけを見ると、30歳以上は回答できなかったのも30歳以上も回答の対象にしてほしい。（こども・若者）
- 文字が多すぎる。もう少しかんたんな言葉を使ってほしい。イラストを使うなど、もう少し見やすくしてほしい。（こども・若者）
- こども若者いけんがらすで意見を言いたい。（こども・若者）
- 今回のようなイベントに、もっとたくさんのこどもが参加できるように広報を行った方がいいと思う。（こども・若者）
- アンケートをとる機会を増やす。アンケートは紙ではなくスマホなどでするものにすると気軽にできてよいと思う。（こども・若者）



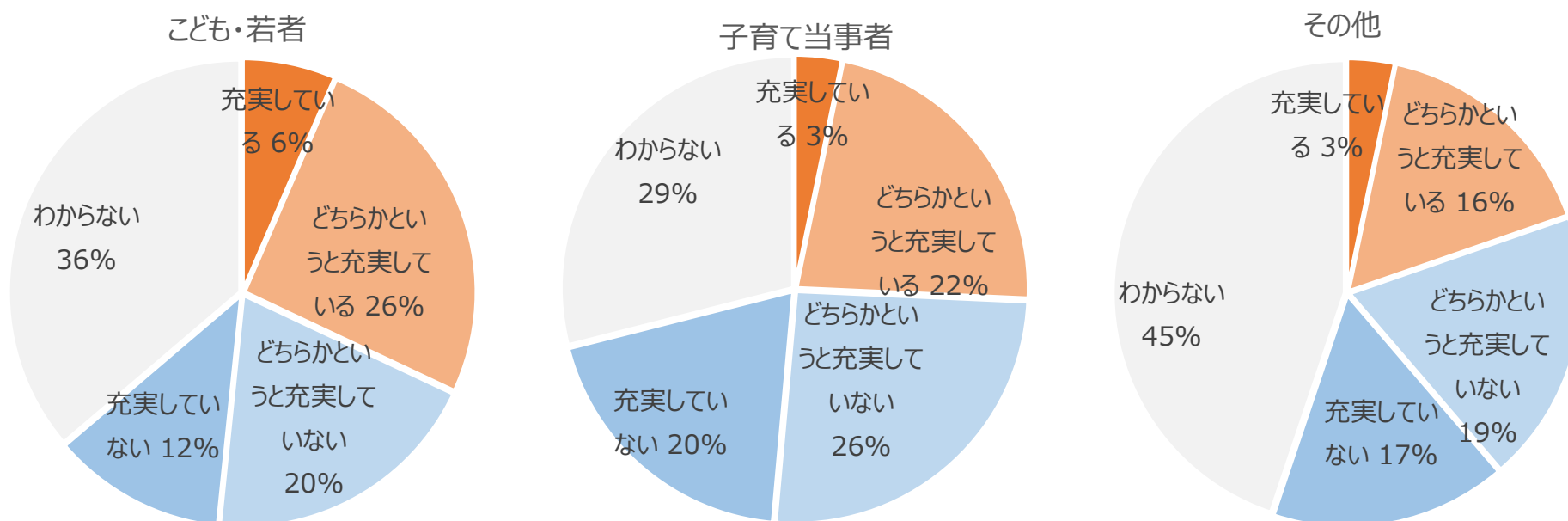
今後工夫していくこと

- こども大綱ができたなら、しっかりと周知します。
- こども若者パブリックコメント等の取組は、こども若者のみなさんから意見を頂きたいことから、回答に年齢制限をつけていました。一方で、パブコメやモニターアンケートなど、30歳以上も対象とした取組も行いました。
- こども大綱には書くべきことが多くあり、文字が多くなってしまっごめんなさい。こども向けには「やさしい版」などの資料を作りましたが、こども大綱の内容を広く伝える際には、できるかぎり分かりやすく見せられるようにします。
- 登録募集中です。対象年齢の方は是非登録ください。
- もっとたくさんのこども・若者に参加してもらえるよう、周知方法等も工夫しながら広報します。
- 例えば、今回のこども大綱の意見聴取では、こども若者パブコメを、スマホでも入力できるようにしています。今後の意見聴取の取組にも活かします。

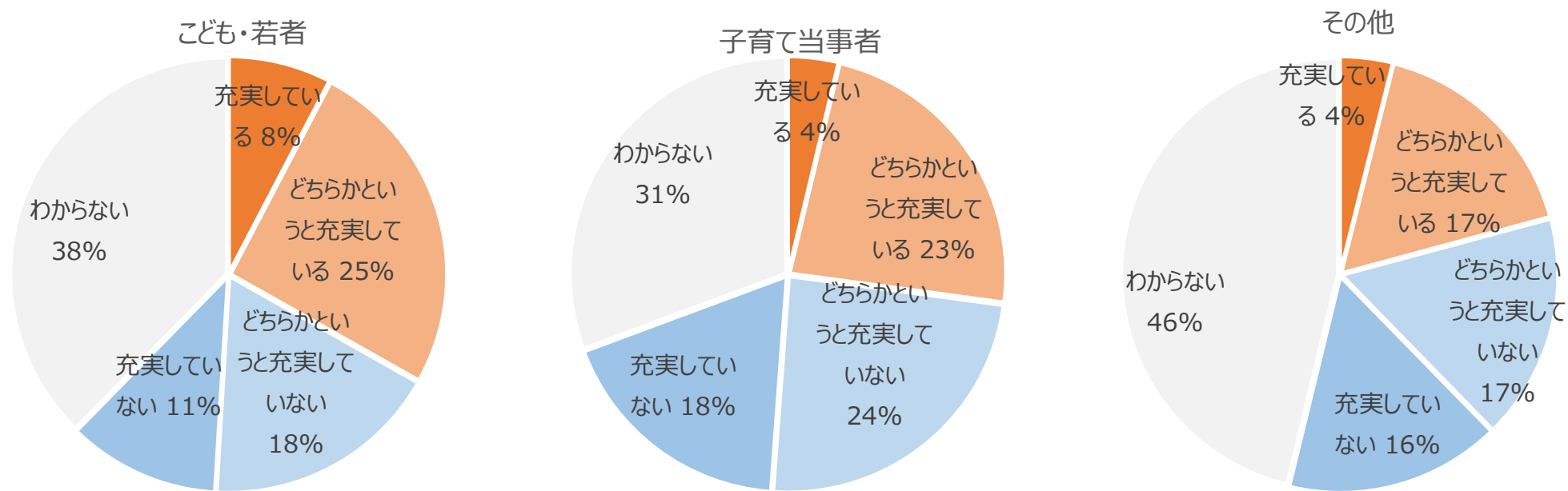
1. 今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていてと思いますか？



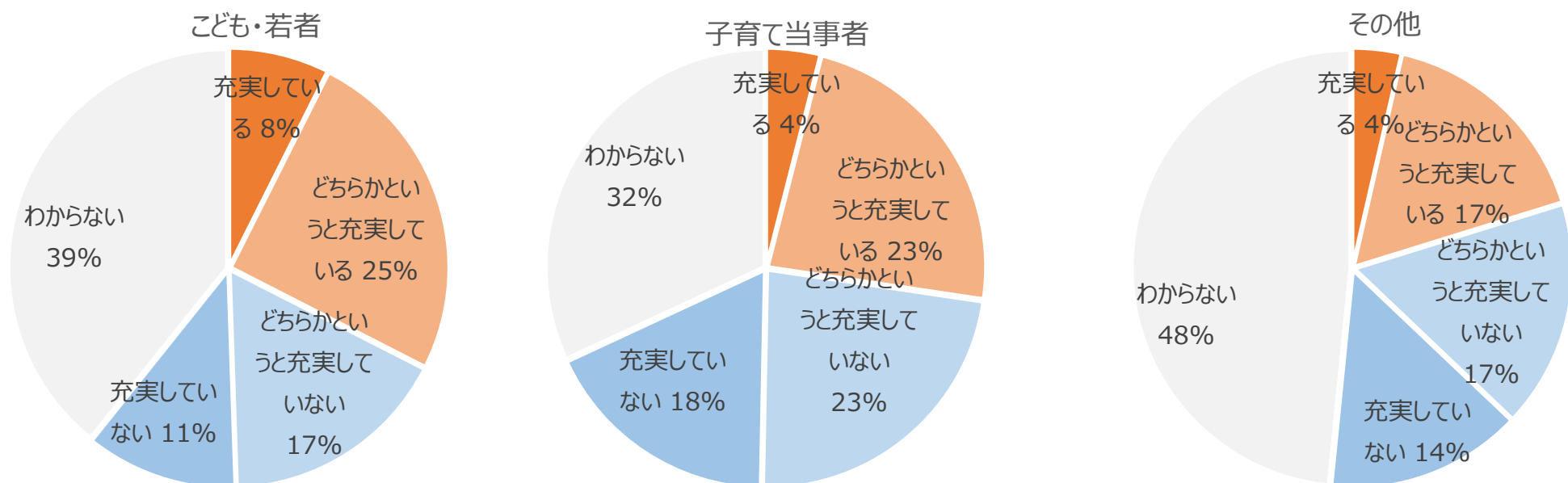
2. 基本的な方針についてどう思いますか？



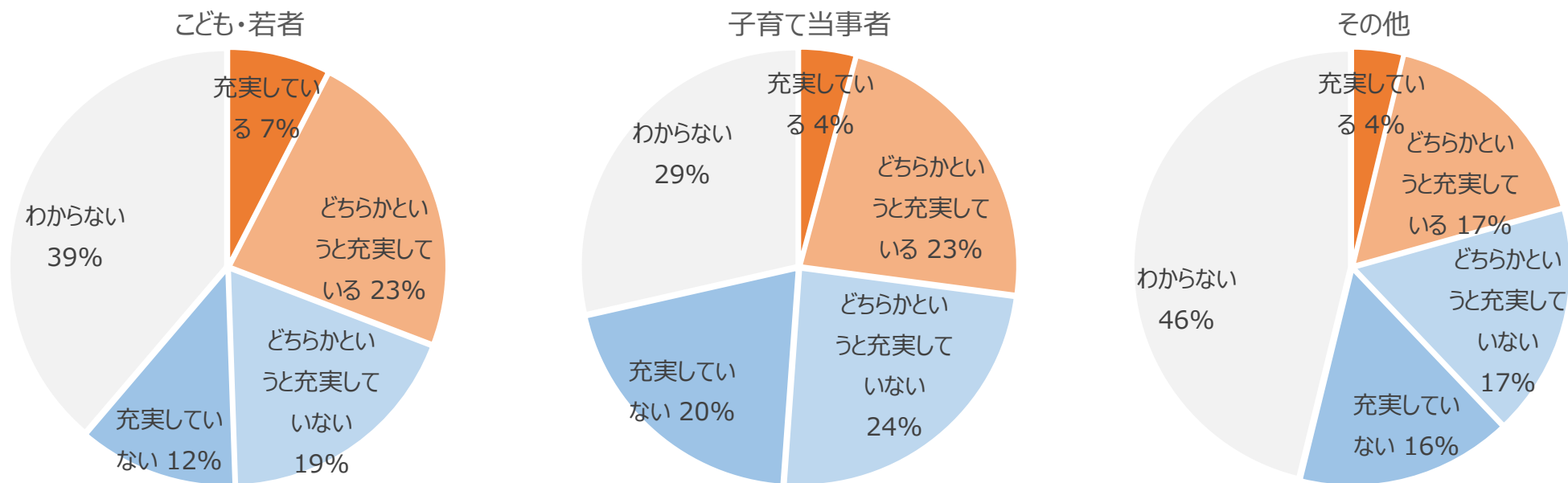
3. ライフステージに縦断的な事項についてどう思いますか？



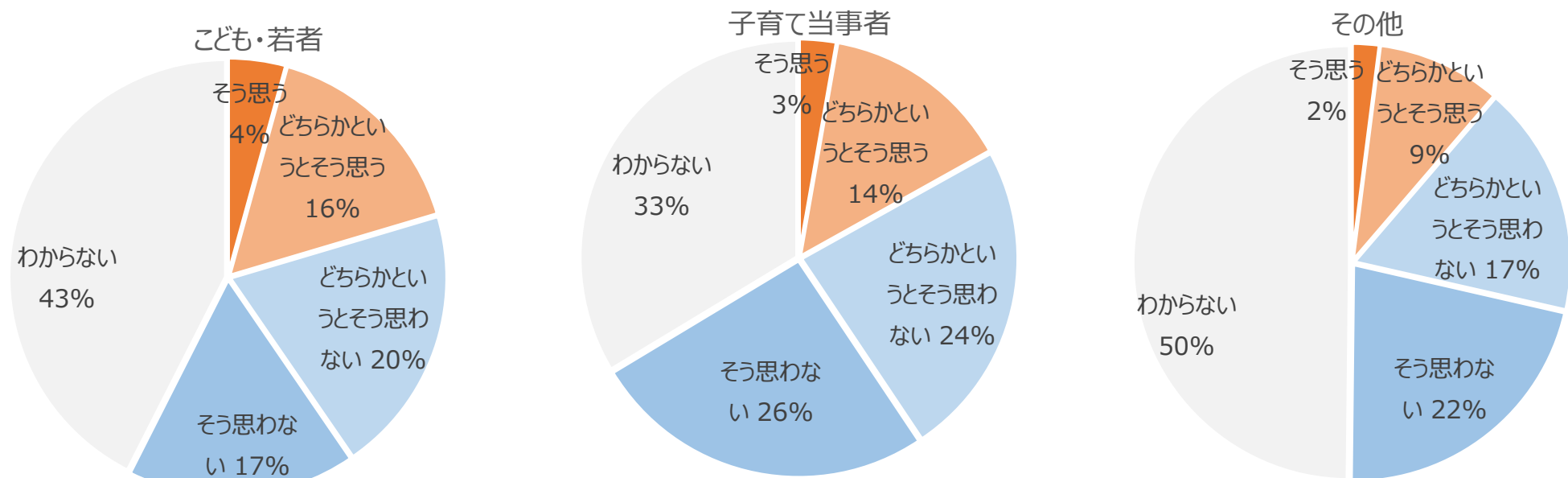
4. ライフステージ別の重要事項についてどう思いますか？



5. 子育て当事者への支援に関する重要事項についてどう思いますか？



6. こども政策に関して意見を聴いてもらえていると思いますか？



○聖籠町子ども・子育て会議の運営に関する規則

平成26年3月26日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、聖籠町子ども条例（平成26年聖籠町条例第10号）第16条第8項の規定に基づき、聖籠町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催及び議事の決定)

第2条 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第5条 子育て会議の庶務は、子ども教育課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○聖籠町子ども条例

平成26年3月12日

条例第10号

改正 令和4年3月11日条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 責務（第4条―第8条）

第3章 町の施策（第9条―第14条）

第4章 推進体制（第15条・第16条）

附則

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であります。

次代の社会を担う子どもが、夢と希望を持ち、心身ともに健やかに育つことを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、未来の活力ある地域社会の創造に大きく貢献するものです。

しかし、近年、核家族化や少子高齢化の進展、地域のつながりの希薄化により、子どもを見守る地域の力が低下してきており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした中、児童虐待やいじめが増加するなど、子どもの心身が健やかに育つ環境が損なわれ、これが更なる少子化の進行とそれに伴う経済の停滞や地域社会の活力低下など、様々な分野に影響を及ぼすことが懸念されています。

このような状況に歯止めをかけ、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、家庭、学校、地域、事業者など社会全体がそれぞれの役割を果たし、未来の聖籠町を担う子どもたちが、それぞれの発達段階に応じて、のびのび健やかに成長し、保護者が子育てに喜びを感じ、いきいきとした活力あるまちとなることを目指し、この条例を制定するものです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、聖籠町の子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、町民等、学校等、事業者及び町のそれぞれの責務を明らかにするとともに、子育て支援に関する町の施策の基本的事項を一体的かつ総合的に定め、もって子どもの健やかな成長と最善の利益を実現する社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において子どもとは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において町民等とは、町に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。

3 この条例において学校等とは、学校、幼稚園、認定こども園、保育所その他これらに類する施設をいう。

4 この条例において事業者とは、町内で事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの健やかな成長を社会全体で支援するため、保護者、町民等、学校等、事業者及び町が一体となり、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 心身ともに健やかに成長するため、子どもの最善の利益が考慮されること。

(2) 社会全体で保護者を支え、家庭における子育ての不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びを感じられるような環境づくりを行うこと。

(3) 保護者、町民等、学校等、事業者及び町が、各自が担う必要不可欠な役割及び責務を自覚し、相互の連携及び協力の下で取り組むこと。

(4) 保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

第2章 責務

(保護者の責務)

第4条 保護者は、子どもにとって家庭が教育の原点であり、出発点であることを認識し、子どもが健やかで豊かな人間性を育む基礎となる基本的な生活習慣及び社会規範の定着を図るとともに、心身ともに安らぎ、子どものよりどころとなる家庭環境づくりを行うものとする。

2 保護者は、集団生活を通して子どもの社会性が育まれるよう地域や学校等と連携を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、地域が子どもの豊かな人間性を育む貴重な場であるとともに、社会の一員としての役割及び社会規範を自覚するための実践の場でもあることを認識し、地域社会における子どもの健全な育成及びそれにふさわしい環境づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 町民等は、地域社会が有する子育てに関する知識又は経験の提供、地域社会による見守りなど、子育てを行う保護者に対する支援及び子育ての補完の機能を積極的に発揮するよ

う努めるものとする。

(学校等の責務)

第6条 学校等は、集団生活を通して、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成及び健康・体力の増進を柱とする生きる力を育成するとともに、保護者及び町民等との連携を積極的に図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その活動が子どもの育成及び社会に与える影響を考慮し、子どもが健やかに育つための安全で良好な環境の創出及び維持に常に配慮するものとする。

2 事業者は、事業所で働く保護者がその子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、町民等及び学校等が行う子どもの育成に関する活動に積極的に協力するものとする。

(町の責務)

第8条 町は、基本理念にのっとり、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、子育て支援を総合的に実施する主体として、保護者、町民等、学校等及び事業者がそれぞれの責務を果たし、連携できるよう調整を行わなければならない。

第3章 町の施策

(子ども・子育て家庭への支援)

第9条 町は、基本理念にのっとり、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供し、子ども・子育て家庭を支援するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 幼保一体化による質の高い幼児期の学校教育・保育の提供
- (2) 家庭における養育支援の充実
- (3) 延長保育、預かり保育、一時預かり、放課後児童クラブなど、多様な保育需要に応じた保育サービスの充実
- (4) 育児サークル活動の支援、子育てに関する地域のネットワークづくり
- (5) 世代間交流の推進やひとり親家庭に対する自立支援
- (6) 保健、医療、福祉、教育等の円滑な連携による要保護児童施策の充実

(健康の確保及び増進)

第10条 町は、家庭訪問、健康相談その他の保健施策を充実し、子ども及び保護者の健康の確保及び増進を図るものとする。

(教育環境の整備)

第11条 町は、子どもを健やかに育むため、安心して安全な活動ができる場所を整え、発達段階に応じた質の高い教育環境の整備を促進するものとする。

(子育てと仕事の両立の推進)

第12条 町は、就労する保護者が安心して働けるよう、事業者に子育て環境の整備について啓発を行うとともに、乳幼児期から学童期を通して、発達段階に応じた多様な保育サービス等を充実し、子育てと仕事の両立を推進するものとする。

(相談支援体制の充実)

第13条 町は、乳幼児期から大人になるまでの一貫した相談支援体制の充実を図り、子育てに対する不安又は孤独感を感じている保護者に対し、発達段階や家庭環境等に応じた適切な支援と情報提供を行うものとする。

2 町は、子ども相談に関わる事案について、児童相談所及び学校等と連携を図り、適切な対応を行うものとする。

(健全育成施策の充実)

第14条 町は、子どもの健全な育成を促進するため、自然や文化芸術に親しむことのできる機会の確保、スポーツの振興その他必要な施策の充実を図るものとする。

第4章 推進体制

(子ども・子育て支援事業計画の策定)

第15条 町は、第9条から前条までに規定する各施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定するものとする。

(子ども・子育て会議の設置)

第16条 町は、前条に規定する計画の審議、点検及び評価を行うほか、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、聖籠町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

2 子育て会議は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・教育分野の活動を行う団体の代表者
- (3) 子育て支援団体の代表者
- (4) 一般町民

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。
- 5 会長は、子育て会議を代表し、議事その他会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 8 前各項に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(聖籠町次世代育成支援対策行動計画策定委員会条例の廃止)
- 2 聖籠町次世代育成支援対策行動計画策定委員会条例(平成 16 年聖籠町条例第 5 号)は、廃止する。

附 則 (令和 4 年 3 月 11 日条例第 4 号)
この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。